

一米澤にて先年位戸九郎兵衛様御家老の節御領中へ桑植立御執行被成置候へとも其頃までは葉桑下直壹貫目に付三四拾文宛の由夫より十ヶ年相立不申以前より年增高直に相成壹貫目に付三百文程に相成今に至迄數十ヶ年益高直に候とも下直と申事は無之由米澤諸村にて承り申候

但上下一統屋舗邊桑植立無之所相見得不申候尤漆楮茶諸木等植込の事扱屋舗の間垣一圓無之石垣代に産物植立いたし銘々の餘勢不少候様に相見得申候

一米澤にて桑漆植立御執行被始置候年より窮困の族上下に不抱苗木壹ヶ年に百兩代程宛御施行被成置候よし然處十ヶ年程相立絹糸出増三百駄程有之御役金千兩餘御徳用生し候由近年は彌増四百駄程に相成候趣尤苗木は先年より今に至迄不相替年々御施行被成置候故當時益産物植立四方一間の空地も無之尤田畑山々の間まで相開先年より出高有之候へとも減高に相成候村方一圓無之趣植木四郎兵衛始諸郷人より承り申候

但糸四百駄の内貳百六拾駄程國産に仕上り此金高糸の直より凡三増倍に相成由同百四拾駄は糸にて他國拂此兩代金凡拾八萬四千兩餘外に真綿にて紬編等不少出来尙却て壹ヶ年の御國潤準而御役立は年々御徳用の由に御座候

漆と桑植込の事

一山處には中邊より下通へ又川原地野形空地堰淵等へ植立可申扱漆一方にては餘勢甚た少きのみな

らす成木まで年々手入雜用損故漆植候間にふり袖桑或は地桑植込事

但桑は三ヶ年目より餘勢有之もの故漆は桑の手入にて自然成木桑の手入は年々出葉桑利潤の内より相拂ひ殘潤徳眼前に候

真木漆千本の間に振り袖地桑取合三千本植立此本入潤徳中考

一八貫文 真木漆苗千本代 但一本に付八文宛

一七貫五百文 植場處刈拂人足共五拾人代但一人に付百五十文つつ

一三貫文 植立人足二十人代 但壹人植五十本宛

一四貫五百文 夏刈三ヶ度人足三十人代

一十六貫五百文 桑苗三千本代 内千五百本振袖代 但一本八文宛同千五百本地桑

代 但一本三文宛

〆三拾九貫五百文 右は初年の本入

入六貫三百文 二ヶ年目三千本より出桑九十貫目代壹本より三十目出但一貫目七十文宛

内 四貫五百文 夏刈三ヶ度人足三十人代

同 四百五十文 秋桑結立三人代

同 百五十文

葉三十把代

同 一貫八百文

桑取駄賃とも一貫目に付二十文つつ

六貫九百文

指引六百文右は二ヶ年目の元入に成る

入二十一貫文

三ヶ年目出桑三百貫目代但一本より百目宛

内 三貫文

夏刈二十人代

同 壹貫五拾文

秋結立三人代

同 三百文

葉六十把代

同 六貫文

桑取賃駄賃共

拾貫三百五十文

指引拾貫六百五十文利潤

入五十二貫五百文

四ヶ年目出桑七百五十貫目代但壹本より二百五十目つつ

内 二貫二百五十文

夏刈十五人代

同 壹貫五百文

秋結立拾人代

同 壹貫文

葉二百把代

同 拾五貫文

桑取賃駄賃共

拾九貫七百五十文

指引三十貳貫七百五拾文利潤

入百五十貫文

五ヶ年目出桑千五百貫目代但し壹本より五百目宛

内 壹貫五百文

夏刈拾人代

同 三貫文

秋桑結立二十人代

同 二貫文

葉四百把代

同 三十貫文

桑取駄賃共

三拾六貫五百文

指引六十八貫五百文利潤

但し今年五ヶ年目にて成就いたし候故六ヶ年目より少々出増可申候得共雪折れ鼠喰等も可有之候故向年々右同斷利潤と見

一千本之真木十ヶ年程相立出實壹本より三升宛此石三十石此代四十五貫文但壹升に付拾五文宛向年増出實餘計可有之候

一右千本之真木十ヶ年目此代五百貫文但米澤直段半分と見壹本に付五百文宛尤抓殺賣直にて

尙々前書桑の餘勢にて手不入成就するなり

一赤木桑は屋鋪畑又は家近所の山陰川原地のあれ地深の場處へ植こやし等の心得可有之候事

但手入方雪國にては植立候年六月土用中より桑の根元を藁にて包む事秘傳と可知桑の邊に草不立様にすへし、杭に結立置事二三年同くすへし、植候翌年より又包事古包之上へ包直し置べし

願書は桑一代包を不取向々包置事よろし

一赤木は三ヶ年目より壹本に付出桑三貫目位より年増成木の上は百貫目までも出来候尤手入肥し次第とは乍申此上なき良桑なり

但上下に不限米澤風に屋鋪廻りに植立候はば可成一本に付拾貫目よりも出候はば譬は一と屋鋪

へ三十本植立三百貫目出桑潤徳に可有之候

一眞木漆養生水除漆を取事壹尺廻より始る譬は今年抓夫より中一年休み三ヶ年目に抓候事

但目の下横へ三寸五分程底付上下の間八寸置にして木の四方面より取るなり、又太と木に相成候時は八方面より抓取るへし如斯すれば壹丈廻餘にも成木する事は偏に養生抓に寄由なり

一漆木より春堅雪の時虫の玉子を取又葉榮るより虫の付たる葉を取る事米澤漆方御役人御仕法の由同國にて見聞仕候

一米澤にて漆植立候荷人抓殺拂底の時は願申上願濟の上百本より實生り上々木貳本宛永々立木に被

仰付此立木より荷人年々實を取御上様へ賣上候御仕法の由に御座候尙立木に不限都て實を取る分は荷人餘勢無之に依る若木の内抓殺しに賣候得は跡根生へ育能く尤餘勢に相成候由

但漆實は御領中一圓御買上にて筒屋三ヶ所被立置御直製の石數凡四斗五升入四萬俵此生蠶三萬貳千貫出来上り壹俵に付八百目出の由右は一ヶ年の御國潤

一村々春農中より御苦柄に相成り居候困窮にて諸祿餘勢とも無之引立兼候様之御百姓に限り桑漆苗御施行被成下候はば植立仕自然餘勢勝に相成引立可申候然は中通より以上の者は格別御取扱不被下置候ても段々植立出精可仕事に奉存候

右の通桑漆御擔所山林空地川原地腰陰等に至まで不用同様の地形に植立候得は、第一絹糸の出増又水漆生蠶等にて往々御百姓の餘勢に相成困窮者の御苦柄筋も相省向年乍恐御國益にも相成可申と奉存候間格別の御取調を以當時の御入捨御厭ひ不被遊苗木御施行植立御執行被成置候はば難有仕合に可奉存候 以上

嘉永二年酉九月

上

高橋 常作

以上は常作か米澤領に於ける、眞木漆の見聞書にして、彼は米澤出張の翌年を以て、之を斧松に呈供せり、而して正作か六部の經綸に關し、氣を吐けるは、左の一篇に依りて、之を見るべく、如此幾多

の人豪を包容し、統御し、然る後六郡の經綸に資せる、斧松の活手腕に至つては、眞に欽仰に値せずや、今左に之か全文を録す。

乍恐演舌代

六郡捨高休高多分高免地語又は難處にて出高に仕候ても御役立間に合兼候に付永捨同様にて藪草原にて出高に相成候期も相見得不申恐入敷敷次第に奉存候、一昨年私共存付の旨御注進申上候處雄平二郡右起返係役首立作右衛門と私兩人に被仰付御諭の御趣意柄も御座候得共今度左の通の分格別の御仕法に被成下度右御取扱奉願上候

一湯澤様御指紙下並に御知行處荒地休高の分向三十ヶ年休高に被成置候はば村々にて起立候人共より冥加として熟田の上元高に相當る銀石半通より三ヶ一通位迄右年限中年々上納可仕候尤起立候年より三ヶ年又は五ヶ年存人作取其翌年より右冥加の分上納可致右年限明之時右に準候程に御宥赦なり、辛勞免となり、御取扱被成置候御約定の事

外に御指紙處空地にて田畑に不相成箇處に桑漆植立致度者に地處御任被成置候はば冥加として畑高に相當る銀石半通又は三ヶ一通位 人共年々上納可仕候尤成木の上往々植立主勝手可爲御定の事

一雄平二郡休高の分起立候存人の休明の時辛勞免被下候事に一昨年より被仰渡難有御事に奉存村々

に示談仕候得共休高の儀は孰難地にて辛勞免拜領仕候邊銀石外に五斗米諸遣元高に相當候時は逆も守護難相成候故起立方取進不申候依之格段の御取調を以今度御藏分並に御給分共休高の分一圓捨高の御調に被成置其上起立候存人の起返出高の時、辛勞免被下置候はば村々出精起立可仕奉存候

但先荒地起返並に畑返新開切添等の分は一昨年被仰渡候通

御當國山林荒地川原地空地空山同様の所多分有之候得共御他領の様四木を始諸産植立無之候に付已年大凶作以來別而衰引立兼候村居も御座候故御注進申上候處桑苗取立植立方世話致候様江間軍兵衛様、金大之進様須田直之進様より被仰付其上御郡方よりも被仰付難有仕合に奉存候數年心を用諸苗木取立諸郷人の取進苗木等吳渡種々心配仕候處不少植立に相成年増養益も繁昌仕候得共兩郡と申手廣の事故行届不申罷在候處此度諸郷の苗木取立候者被仰付の様乍恐存付の次第左の通奉申上候

一漆桑並に諸苗木取立方被仰付候人數並に自分勝手取立居候者共米澤風に御領中御城下並に市町郷村共苗木賣出候事勝手に被仰渡被下置度候事

但し御上様御用苗木並に困窮者に爲植立候分は被仰付候人數の内人指を以一兩年前より員數被仰付候事に仕度奉存候

一 困窮にて引立兼年々春農中より御苦柄に相成年毎御米等并領仕候跡の者御取調地方御與苗木拜領被仰付郷人足手傳にて尤其人分量相應に桑漆植立被成下候事に仕候はば右跡の者も欠落等も不仕居付に相成漸々御苦柄相省可申奉存候

一 先年絹糸八分御役に被仰渡候に付糸下直に相成段々養蠶致候者不足に相成左候時は御上様にて折角御取立被成置候御趣意相立申間敷敷奉存候依而具節金大之進様須田直之進様向年無役に被成下候はば明年よりも養蠶繁昌可仕儀申上候處御兩人様御取扱を以半通御弛被仰渡四分御役に相成候てより手増糸直段宜敷飼蠶致候者共に相應利潤有之候に付右桑植立方も一統出精に相成申候右に付益々大産に相成候様仕度候故明年より向拾ヶ年半通御弛被成下二分御役に御改被仰渡被成下置候はば年増絹糸出増近年中御大産に相成可申奉存候間御取扱被成下置候はば難有仕合に可奉存候

一 夏飼蠶仕候得は第一御百姓は農業障りに相成其上桑春夏兩度取候に付多分枯木に相成養蠶不繁昌の基に御座候故右譯須田直之進様の先年申上候處御同人様より江間軍兵衛様金大之進様の申上御停止に被仰渡難有仕合に奉存候處後其御弛に相成然らば桑植立置候者及中盜被取枯木に相成右取立方不進に相成敷敷奉存罷在候處近年以前の通又々御停止被仰渡候處桑育倍々能候に付一兩年以前より植立飼蠶共大出精に御座候然處心得遠隠し夏蠶置候者有之御吟味に相成候者も有之由依て此

者共以來願のため嚴に被仰付猶明年よりの儀第一御内町並に町家在々へも格段に被仰渡心違の者無之様被成置候事は肝要に奉存候得共私身分にて届兼候儀に御座候故右の段御取扱被成下度奉願上候

右段々の譯御慈愛を以宜敷被仰上御取扱被成下置度偏に奉願上候 以上

嘉永二年丙十月二十一日

桑崎村

高橋常作

渡部斧松様

御取次

如此秋田藩と米澤との連絡あり鷹山の遺蹟の斧松の方寸を刺撃せること多かりしを認む、これ其治蹟の彼是相似たるもの多き所以乎。

米白川の堀替 (其一)

弘化三年、山本郡鶴形村及び扇田村の支郷に屬する、道地村の兩村、米白川氾濫の害を受け、河岸の欽壞最も甚しく、一時兩村を擧げて、將に滅亡の域に瀕せむとするの勢あり、則ち鶴形に於て田畑を合し、百餘石、道地村に於て八十餘石の河缺を生じたるの故を以て、事情を具し郡方に出願せしも、

河身の修築意の如くならず、防禦甚だ悩む、此時に當り、斧松は堤防河身の修築に關しては、已に數十年の實驗を積み、精識神に通するの譽あり、是に於て藩命あり、特に斧松をして河身堀替の任に當らしむ、果然彼か工事を督してより、二年にして河身の改修、着々其功を奏し、爾後洪水ありと雖も、災害を見るに至らず、五年を経て浮揚りの地處百餘町歩を算し、畑地の開墾漸次多きを加へ、兩村の住民爲に其堵に安するを得たり。

米白川の堀替 (其二)

鶴形の堀替を了へて、後嘉永三年戌九月を以て、飛根新川の堀替に従事せり、謂ふ迄もなく其目的たる沿岸の缺壞を防きて、田畑の安全を企圖するにあり、則ち同年九月十九日より工事を起し、十一月八日を以て一と先づ工事を中止し、同四年四月二十日より再び工を起し、同年十一月二十日を以て、工事の一段落を了せり、吾人は前章に於て屢々記せる如く、斧松は當時各般の事業に參畫せるの故を以て、永く一方面に淹留するを得ず、是に於て叔父中村奥右衛門をして代りて其衝に立たしめぬ、當時の記録狐森川原出し、間數八百五十七間とあるに徴すれば、工事の概要も略は推想し得べく、當時の事蹟を承知せる大高與五郎(七十餘年)の談に依れば、狐森川原の出しは三通にして之か河欠けの防ぎには、箕崎鞍の法を用ゐ、四たひ古川敷を開鑿して、米白の本流を導き、以て河身の改修を成就せり

と、今當年の記録に基きて、諸入料を示せば、左の如し。

飛根新川御堀替諸入料

覺

一調錢八拾壹貫七百文

右は半紙二束の代八貫文、半切紙三百枚の代五貫七百文、雜茶壹斥の代壹貫五百文、三つ椀拾具貳拾貫文、箱膳拾膳の代拾九貫文、皿拾枚の代九貫文、小皿十枚の代四貫五百文、茶碗十ヶ代五貫文、すり鉢二つの代四貫文、徳利三つの代四貫五百文、箸百せんの代五百文、都合十一筆の代

一調錢四拾一貫五百文

右は出及庖丁壹挺の代三貫文、菜切薄及壹挺の代二貫五百文、行燈二つの代七貫文、燈蓋下燈蓋かき出し共の代二貫文、薄縁三枚の代拾五貫文、組瀬戸壹組の代七貫文、土鍋二つの代一貫五百文、ざる二枚の代一貫五百文、さみ帚一本の代七百文、杓子三本の代六百文、柄杓二本の代七百文、都合十一筆の代

一同錢三百五十六貫文

右は唐鍬六挺の代百五十貫文、但一挺に付十三貫文宛、山刀二本の代三十貫文、但一本に付拾五貫文宛、山刀二挺の代二十貫文、まさかり二挺の代二十五貫、鳶はし二本の代七貫文、柴狩草狩鎌八枚の代二十貫文、右品々

柄の代二十六貫文、都合八筆の代

一調錢百十一貫五百文 右は火ばし二十膳の代二貫五百文、徳壹挺の代二貫、かきはな二つの代二貫五百文、錠鍵の代五貫文、六升炊鍋壹つの代二十貫文、五升炊鍋壹つの代拾七貫、三升炊同一つの代拾貳貫文、二升炊同一つの代九貫文、口鍋壹つの代六貫五百文、鍋釜壹つの代三十二貫、研石二つの代三貫文、都合十一筆の代

一調錢九十一貫五百文 右は指付庭拾枚の代十七貫文、籠提灯一つ一貫五百文、蠟燭二貫文、鯖桶二つの代十二貫文、飯櫃二つの代八貫文、水溜桶一つの代十貫文、水汲桶二つの代五貫文、手水盥一つの代二貫五百文、足盥壹つの代五貫文、三つ組桶一組の代八貫文、口桶二つの代三貫文、漬物桶一つの代七貫文、ふかし桶一つの代二貫五百文、酒桶一つの代八貫文、都合十四筆の代

一調錢四十二貫三百文 右は木燈身の代五百文、火留一つの代一貫文、白木綿七尺の代二貫八百文、棚板二間の代七貫文、針の代二貫文、水屋一つ大工木代共十一貫文、酒、辨當七つの代拾貫五百文、土びん一つの代壹貫五百文、たきき木松三十本の代六貫文、都合九筆の代

一同錢拾五貫文

右は右品々能代森岳鶴形飛根より爲運駄賃の代

一同錢二百九十四貫文

右は定人足六人九月十九日より十一月八日迄日數四十九日分支給代但一人に付一貫文

一同錢三百四十六貫九百六十文

右は右同人共扶持米二百九斗四升の代但一人に付一升宛一石に付八十四貫文宛

一同錢七十四貫八十八文

右は右同人共濁酒糶米共一日一人に付平均三合宛都合八斗八升二合の代但石に付右同斷

一調錢四十七貫四拾文

右は右同人共味噌二十三貫五百二十目代但十貫目に付二十貫文宛一日一人に付八十目宛

一同錢五十八貫八百文

右は右同人共漬物並菜代一日一人に付平均二百文宛

一同錢貳拾貫五百八拾文

右は奥右衛門九月十九日より十一月八日迄日數四拾九日分扶持米一日五合宛貳斗四升五合代但壹升に付八百四拾文宛

一同錢拾貫七百元

右は右同人菜代味噌代共一日三百文宛

一同錢四百五拾貫文

右は新船一艘諸道具共の代

一同錢拾貫文

右は大綱繩並九月中より十一月迄人足共わらじ、日々分繩用共わらの代

一調錢五拾三貫七百文 右は九月中より十一月迄薪三尋貳拾四貫文、焚炭三俵貳拾貳貫五百文、油

一調錢四百九拾貫文 右は出し用杉長六尺杭千本の代貳百貫文、同五尺杭千二百本の代百八拾貫

一調錢三百拾三貫百四拾文 右は役所小屋掛木品、かや繩大工共の代肝煎利左衛門に相渡候

一調錢拾七貫文 右は掛槌拾挺の代

一調錢千八百貳拾九貫五百八文

右の通成年入料に御座候

覺

一調錢貳百八拾貫文 右は唐鍬四挺の代百二十貫文、但壹挺に付三十貫文宛、平鍬四挺の代六十

貫文宛、但壹挺に付拾五貫文宛、鍬臺四挺の代拾貫文、唐鍬臺四挺の代二

貫文、山刀四挺の代二十四貫文、但一挺に付六貫文、草刈柴切鎌二十六枚

の代二十貫文、研石八挺の代拾六貫文、まさかり二挺の代三十五貫文、都合

八筆の代

一調錢八百三十二貫文 右は定人足四人四月二十二日より十一月二十日迄日數二百八日給代但一日

一人付壹貫文宛

一調錢八百八十四貫四百文 右は右同人共右同斷扶持八石三斗二升の代内五石壹斗二升四月中より八月

中迄石に付百拾五貫文宛、此代五百八十八貫八百文、同三石二斗九月中よ

り十一月二十日迄石に付八十三貫文宛、此代二百九十五貫六百文但壹人に

付壹日白米一升宛

一調錢貳百八拾七貫四拾文 右は右同人共右同斷たく酒糶米共參人に付平均三合宛、都合貳石四斗九升

六合の代但石に付百拾五貫文宛

一調錢百六拾六貫四百文 右は右四人共右同斷味噌六拾六貫五百六拾目の代但拾貫目に付二拾五貫文

宛一日一人に付八拾目宛

一調錢百六拾六貫四百文 右は右同人共右同斷漬並に菜代壹日一人に付二百文宛

一調錢百二貫七百七拾五文 右は奥右衛門四月二十日より十一月二十日迄日數二百拾日扶持米壹石五升

の代内六斗五升四月二十日より八月迄此代六拾九貫五百七十五文、但一升

に付壹貫百五拾文宛同四斗九月より十一月二十日迄此代三十三貫二百文、

但壹升に付八百三十文宛但壹日五合宛

一調錢六十三貫文 右は右四人右同斷菜代味噌代共一日三百貫文



- 一調錢二十五貫文 右は區留中半紙二束半切五旦枚の代
  - 一同錢十三貫文 右は米櫃壹つの代
  - 一同錢二十貫五百文 右は大根おろし、錠鍵柄杓桶類輪替代
  - 一同錢三十貫文 右は四月中十一月迄船綱繩並人足共わらし用わら百五十九の代
  - 一同錢百二十七貫文 右は右同斷中焚炭五十貫目の代三拾貫文、薪八尋の代六拾四貫文、水油三升の代三十貫文、蠟燭三貫文、都合四筆の代
  - 一同錢六拾貫文 右は水風呂壹つ貳拾貳貫文同鐵砲三十八貫の代
  - 一拾五文 右は急水にて備船流し轟木村の者拾候に付爲酒代相渡候
  - 一同錢千二百十五貫文 右は狐森川原出し間數八百五十七間の杭數六千本の内七尺杭千五百本の代 四百五十六貫文六尺杭二千本の代、四百貫文五尺杭千本の代、貳百貫文四尺杭千五百本の代、百六拾五貫文都合四筆の代
  - 一同錢三十二貫文 右は掛樋拾五挺の代外に駄賃貳貫文どもの代
  - 〆四千三百二十六貫五百拾五文
- 右の通支入料に御座候 以上

米白川の堀替 (其三)

嘉永年間、斧松か河川改修の爲め、其全力を傾注し、最も多忙を極めたるの時代なり、これより先き、米白の河岸に沿へる、鷹巢の田地、瀬年水害を受け、欠込の難に遇ひしも、河身改修の術、常に其宜きを得ず、數年に涉りて曾て其功を奏せず、居民頗る其災害に苦む、既にして嘉永五年に入り、大洪水あり、鷹巢、坊澤の田地、之か餘響を受け、最も慘害を極む、是に於て斧松河身改修の命を奉じ、地を鷹巢の南方脇神村に相し、新に河身改修の工事を起せしが、一年を出でずして完成を告げ、始めて積年の患害を一掃し、數十町歩の田地を守護するを得たり、今鷹巢新川と稱するもの、則ち當年の遺蹟なり、今記録に依りて其大要を示せば、左の如し。

鷹巢村坊澤村欠込新川堀替

秋田郡北比内鷹巢村御田地欠込に付去る明和年中新川御堀替被成置候得共右川より水乗合無之に付寛政九巳年右川より川口引下げ又新川御堀替被成置候得共是以成就不仕其後文政六末年又々川口引下げ御堀替被成置候得共是以成就不仕夫より村方限り欠込の處へ儘包水追出し等年々普請付置候處當夏中洪水にて大破に罷成鷹巢村坊澤村御田地中へ川筋破れ御田地畑荒地休高に相成候に付新川堀替郷普請木品人足積

字所脇神村地形新川三百十八間

一人足二百四十六人 右は長八十間川口幅十間川尻幅同斷平均一尺堀此坪數百二十三坪

堀方

一人足九百九十八人 右は長三十三間上口十五間下敷十間深平均八尺此坪數三百三十坪

堀方

一人足六百五十七人 右は古川尻長八十九間幅六間深平均四尺堀此坪數三百二十八坪六

合堀方

字處鷹巢村船塙守小屋下水追出し長四十間杉長七尺杭六通り素杭打

一雜割杭九百六十本

一人足六十四人

右の杭打拵方悉皆に成る

字同處下も川切長七十七間内三十八間起上川原杉長五尺杭十通り素杭打

一雜割杭千九百本

一人足四十八人

右杭打拵方悉皆に成る

同三十九間杉長八尺杭十通り素杭打

一雜割杭千五百六十本

一人足百九人

右杭打拵方悉皆成る

字處新川口より川下横留水追出し長四十五間杉長五尺杭六通り素杭打

一雜割杭千三百五十本

一人足三十四人

右杭打拵方悉皆に成る

字同續き倉留川幅七十八間

内 四十七間

起上川原杉長五尺杭十通り素杭打

一雜割杭二千三百五十本

一人足五十九人

右は杭打拵方悉皆に成る

同 三十一間

水中箕崎倉貳た通り半 此倉數六十二

一長十四丈末口五寸九太六十二本

右は二たつ切倉柱に成る

一長十四丈末口四寸九太三百四十一本

右は貫木敷木柵立共に成る

一長一丈雜木株二百四十八本

右は尾輪居に成る

一明俵二千七百七十俵

右は當處御物成米の内より御指引被下候分

右は梓込に成

一繩一萬六千五百尋

代四十九貫五百文

一人足四百三十四人

右は梓一つへ七人掛但拵水中梓をろし明俵砂利俵込共

雜割梳合八千二百二十本

内 五千六百本

長五尺梳代七百二十八貫文

同 九百六十本

長七尺杭代二百八十八貫文

同 千五百六十本

長八尺杭代七百八十貫文

一長十四丈末口五寸九太六十二本代七十四貫四百文

一同十四丈末口四寸九太三百四十一本代二百七十二貫八百文

一同一丈雜割棟二百四十八本代二十四貫八百文

錢ノ二千二百十七貫五百文

人足六千二百四十一人

右は村々郷寄せ人足

此御日雇銀二貫五百二十七文六分此調錢三千二百八十五貫八百八十文

二口ノ五千五百三貫三百八十文

右は當夏中洪水に付鷹巢、坊澤大破損致し水除け土手新規模築立別紙の通兩村にて拵候に付百石五十人置人足並に三ヶ一御手傳被定置右御用代の内より被渡下候分に御座候 以上  
嘉永五年子十月 渡部 斧松  
而して鷹巢新川堀替に關する人足割合帳は下の如し。

鷹巢村新川堀替に付寄せ人足六千二百四十一人六ヶ處五斗米高一萬五千三百八十六石五斗九升八合の内千四百五十八石七斗四升五合鷹巢坊澤兩村分引殘一萬三千九百二十七石八斗五升三合割合(四四八一の法)

但鷹巢坊澤兩村の義は水除大土手新規模築立候に付人足割合御免出人足別帳有り

當高百五十五石九斗六升八合

一人足七十人

前山村

同 七十二石八斗六升九合

一同 三十二人

今泉村

同 四十二石三斗

一同 十九人

小繫村

同 百六十一石九斗五升六合

一同 七十三人

同 四十三石一斗五升六合

一同 十九人

右

同 千三百八十二石九斗七升

一同 六百二十人

同 六百七十二石四斗八升二合

一同 三百一人

同 七十八石三斗七升五合

一同 三十五人

同 百八十四石六斗四升七合

一同 八十三人

右

同 五百三十二石四斗四升四合

一同 人足二百三十八人

麻生村

黒澤村

綴子村

早口村

長坂村

太田新田村

七日市村

同 九十七石三斗二升四合

一同 四十四人

同 百一石四斗三升四合

一同 四十五人

同 百二十六石六斗七升五合

一同 五十七人

同 百四十二石四斗六升四合

一同 六十四人

同 三百四十八石二斗五升三合

一同 百五十六人

同 六百十六石三斗八升八合

一同 二百七十六人

同 三百五十一石五斗八升四合

一同 百五十八人

右

品類村

横淵村

岩脇村

中屋敷村

小森村

脇神村

摩當村

同 五百十石九斗五升三合  
 一同 二百二十九人  
 同 三百七十九石六斗六升九合  
 一同 百七十人  
 同 百九十九石八斗六升  
 一同 九十人  
 同 三百四十三石三斗四升六合  
 一同 百五十四人  
 同 百九石二斗三升五合  
 一同 四十九人  
 同 二百六十四石四升八合  
 一同 百十八人  
 同 百五十石六斗七升三合  
 一同 六十八人  
 同 二百二十三石四斗一升七合

米内澤村  
 本城村  
 道城村  
 上杉村  
 八幡岱村  
 下杉村  
 川井村

一同 百人  
 同 二百七十八石一斗二升二合  
 一同 百二十五人  
 同 四十四石七斗二升二合  
 一同 二十人  
 同 三百七十五石四斗八升七合  
 一同 百六十八人  
 同 百五十三石一斗七升七合  
 一同 六十九人  
 同 百九十一石五斗九升二合  
 一同 八十六人  
 右  
 同 三百五十七石五斗五升二合  
 一同 百六十人  
 同 三百二十七石六斗七升九合

新田目村  
 李岱村  
 福田村  
 木戸石村  
 羽根山村  
 増澤村  
 浦田村

一同 百四十七人  
 同 三百二十八石七升三合  
 一同 百四十七人  
 同 五百八十石四斗七升六合  
 一同 二百六十人  
 同 百四十一石三斗六升九合  
 一同 六十三人  
 同 百四十七石一斗三升八合  
 一同 二十六十六人  
 同 六十四石一斗一升三合  
 一同 二十九人  
 同 四百三十石六斗六升九合  
 一同 百九十三人  
 右  
 同 六百三十四石九斗三升九合

前田村  
 小又村  
 五味堀村  
 小淵村  
 吉田村  
 水無村  
 荒瀬村

一同 二百八十五人  
 同 九百九十二石九斗七升一合  
 一同 四百四十五人  
 同 四百二十八石四斗一升五合  
 一同 百九十二人  
 同 五百三十七石七斗七升六合  
 一同 二百四十一人  
 同 六百二十二石四斗九升三合  
 一同 二百七十九人  
 右  
 人足合六千二百四十一人

冲田面村  
 小澤田村  
 鎌澤村  
 三ッ木田村  
 芹澤村  
 但二人割過

前文但書人足割合御免出人足別帳有りとはあるは、左記を云へり  
 秋田郡北比内鷹巣村坊澤村御田地へ米白川破れ御田畑荒地休高に相成候に付字處古川敷畑はこと  
 申所へ新規水除土手築立人足積り  
 一人足千四百八十九人  
 右は長八十六間下敷十二間上留り六間高さ五尺此坪平均五百九十

五坪四合

一人足千四百九十六人

右は長五十四間下敷十二間上留り六間高さ八尺此坪平均五百九十

八坪二合

人足合二千九百八十五人

右は當夏中洪水に付先年より有來候水除土手流失致當川中に相成無據此度御田地荒地に付新規土手築立に相成候處へ鷹巢村坊澤村兩村へ右人足爲指出候に付百石五十人置人足並三ヶ一以手傳人足可相定置候 以上

嘉永五年子十月

渡部 斧松

以上郷村中其沿革の最も古きは綴子摩當の二村にして、鷹巢及び太田新田村の如きは、佐竹遷封以來の村名に屬せりと云ふ、而して鷹巢新川の堀替に關しては、地籍元と脇神村に屬するの故を以て、異論紛起、改鑿の障害を醸せること雷に一再ならざりしも、斧松の調停常に其宜しきを得茲に首尾よく工事の完成を告ぐるに至れり。

小沼關口の工事

以上の外鷹巢地形の内、小沼關口の工事に至つては、元地と古川敷にして、米白川の横溢する毎に、

漸次欠込となるの恐れありしを以て、斧松は百方苦辛の末、嘉永五年中水除土手を築きて河流の氾濫を防ぎ、以て田地守護の用に供せり、今當年の設計を擧ぐれば下の如し。

字處鷹巢村小沼關口より下古土手築足

一長百七十間

一下敷三間

一上留一間

一高さ四尺

此坪二百九坪二合五勺

此人足五百二十三人但一坪二人半掛り

右打堅めくれ切くれ運び、人足共悉皆拵方

字處同續折曲去寅年築土手築足

一長百十四間

一下敷三間

一上留二間

一高一丈平均

五坪四合

一人足千四百九十六人

右は長五十四間下敷十二間上留り六間高さ八尺此坪平均五百九十

八坪二合

人足合二千九百八十五人

右は當夏中洪水に付先年より有來候水除土手流失致當川中に相成無據此度御田地荒地に付新規土手築立に相成候處へ鷹巢村坊澤村兩村へ右人足爲指出候に付百石五十人置人足並三ヶ一以手傳人足可相定置候 以上

嘉永五年子十月

渡部 斧松

以上郷村中其沿革の最も古きは綴子摩當の二村にして、鷹巢及び太田新田村の如きは、佐竹遷封以來の村名に屬せりと云ふ、而して鷹巢新川の掘替に關しては、地籍元と脇神村に屬するの故を以て、異論紛起、改鑿の障害を醸せること當に一再ならざりしも、斧松の調停常に其宜しきを得茲に首尾よく工事の完成を告ぐるに至れり。

### 小沼關口の工事

以上の外鷹巢地形の内、小沼關口の工事に至つては、元地と古川敷にして、米白川の横溢する毎に、

漸次欠込となるの恐れありしを以て、斧松は百方苦辛の末、嘉永五年中水除土手を築きて河流の氾濫を防ぎ、以て田地守護の用に供せり、今當年の設計を擧ぐれば下の如し。

字處鷹巢村小沼關口より下古土手築足

一長百七十間

一下敷三間

一上留一間

一高さ四尺

此坪二百九坪二合五勺

此人足五百二十三人但一坪二人半掛り

右打堅めくれ切くれ運ひ、人足共悉皆拵方

字處同續折曲去寅年築土手築足

一長百十四間

一下敷三間

一上留二間

一高一丈平均



此坪四百三十八坪六合此人足千三百十五人但一坪三人掛り右者くれ切同運ひ打堅悉皆拵方  
字處同續新規築立

一長七十二間

一下敷五間

一上留二間

一高平均一丈

此坪三百八十七坪六合六勺

此人足二千五百五十人但一坪四人掛り

右兩淵くれ疊右同斷

字同續新規同斷

一長四十四間

一下敷三間

一上留二間

一高五尺平均

此坪八十四坪六合此人足二百五十四人但一坪三人掛り

拵方右同斷

字處鷹巢村小沼關口より下も去寅年築立

一長百十四間

一下敷三間

一上留二間

一高平均一丈

此坪四百三十八坪此人足千三百十五人但一坪三人掛り拵方右同斷

字同續去寅年築立兼水除中土手

一長二百二十二間

一下敷三間

一上留二間

一高平均七尺

此坪五百九十七坪六合六勺此人足二千九十七人但一坪三人半

字鷹巢村新川向本町川端同村地形水追素杭打

一長百十四間

素杭六通り打

一杭長四尺末口三寸三角

此杭數三千四百二十本但一間一通五本打六通

一六十八人右は杭打人足但一人五十本宛

人足七千百十七人

内 三千六百二十七人

右者去寅秋中より當卯春迄使立人足引

殘三千四百九十人

此度村々々高割之分

然るに安政元年寅六月の大洪水は、獨り全然其土手を破壊せるのみならず、其舊形をさへ留めずなりしを以て、其後新に三百餘間の土手を築き、以て一時の急に備ふる所ありしも、築造の法宜を得ず且つ危険の虞ありしより、安政二年新に土工を起し以て河流の横溢を防ぎ、小沼、關口の安全を計れり、其設計左の如し。

秋田郡北比内鷹巢村御田地欠込川筋同村並に坊澤村御田地中へ相向候に付去る嘉永五子年中脇神村地形の中へ新川御堀替被成置候得共本川筋前文御田地中へ被相向候に付右兩村にて本川端へ水

除土手丈夫に築立候處去寅六月大洪水にて右土手少も無殘流失仕候故右土手下たより百五十間餘水下もへ相下り砂利埋御田地中へ坊澤村にて去寅年より當卯の春迄長三百三十六間新規土手築立致候得共右土手築方不宜且危険有之故此度右土手へ築足外に新規築立並に本川へ水追素杭打木品人足積り

字處鷹巢村小沼關口より下去寅年築立候土手迄坊澤村開堰畔築足

一人足五百二十三人

右は長百七十間下敷幅三間上留同一間高四尺此坪二百九坪二合

字處同續折曲り去寅年新規築土手へ築足

一人足千三百十五人

右は長百十四間下敷幅三間上留二間高平均一丈此坪四百三十八坪四合

坪四合

右はくれ切同運打堅め悉皆拵方共

字處同續新規築立

一人足千五百五十人

右は長七十二間下敷五間上留同一間高平均一丈此坪三百八十七坪六合

坪六合

右は拵方右同斷

字處同續新規同斷

一人足二百五十四人

右は長四十四間下敷幅三間上留二間高平均五尺此坪八十四坪六合

右は拵方右同斷

字處鷹巢村小沼關口より坊澤村開堰畔へ築足候下折曲長百十四間の處へ此度築足候内去寅年築立候分

一人足千三百十五人

右は長百十四間下敷幅三間上留二間高平均一丈此坪四百三十八坪四合

右は拵方右同斷

字處同續田地中築立候土手但し前文長百十四間の處より内に折曲に相成り

一人足二千九十二人

右は長二百二十二間下敷三間上留二間高平均七尺此坪五百九十七坪六合

字處鷹巢村新川向本川端御地形の内水追素杭打

一雜杭二千四百二十本

右は長百十四間杭四尺末口三寸三角但一間五本打込

此代

一人足六十八人

右素杭打人足

人足合七千百十七人

此御日雇銀二貫八百八十二匁三分八厘五毛

内 三千六百二十七人

右は去寅秋中より當卯春迄坊澤村並に組合村差出人足使の分

同 三千四百九十人

右は此度村々爲寄人足に相成候分

右は追年打續水損御田地廣大砂利埋荒地並に普請續致候に付格別御吟味を以て百石五十人置人足並に三ヶ一御割合被免置右銀御積り外臨時御用代より被下置候 以上

安政二年卯五月

渡部斧松

中津又川の堀替

馬場目川の本流に合する、中津又川の上流に上廣ヶ野と稱する原野あり、地域南秋田郡富津内村の領域に屬す、元來の河身は、弓弦の如く、東より北に折れて流注せしか、弘化年間斧松工事を督し、從來の河身を變じて直徑となし、東より西に注かしめき、之を要するに往年に於ける廣ヶ野の地勢たる一帯の山脈起伏して、其高さ數丈に過ぐるものあり、故を以て河身の開鑿また容易の業にあらず、是に於て斧松熟慮の後、一條の穴堰を通じ水勢を利用して數十年の後、現時の川筋に變形せしめたるもの

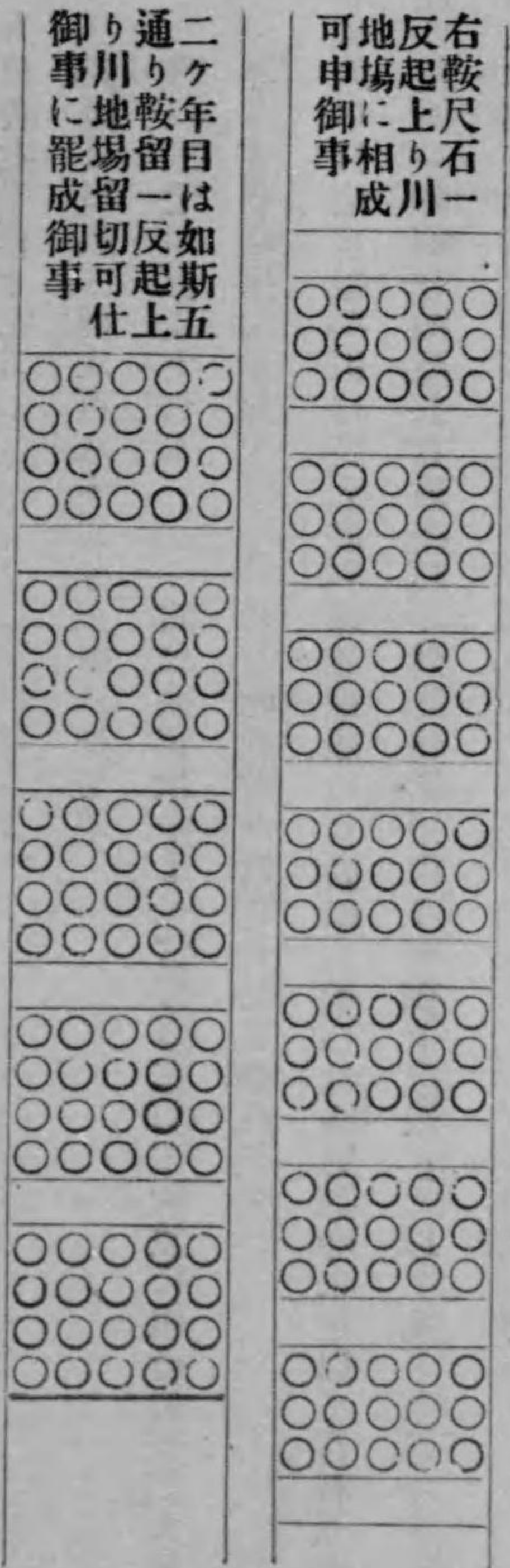
にて、之か爲め沿岸の欠壞を防ぎ、田地の開拓せられたるもの六七町歩に達せり、富津内村往年河身開鑿に關する古文書を存せしも、今散佚して傳はらずと云ふ。

其他の河川工事

以上の外仙北郡玉川の上流、廣久内(白岩村)の御開發地を保護するの目的を以て、鞍石留の方法に依り、左記繪圖面の護岸工事を施せり。

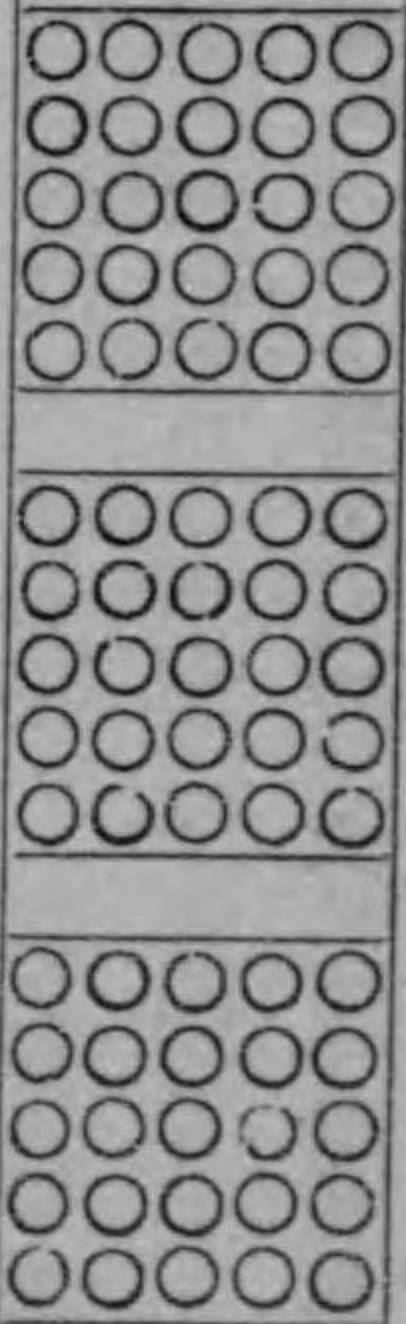
仙北郡白岩廣久内村内御開發堰根留の御事

如斯一ヶ年中に川幅丈け六尺四方高さ三尺四つ鞍にて七通り留切仕候御事

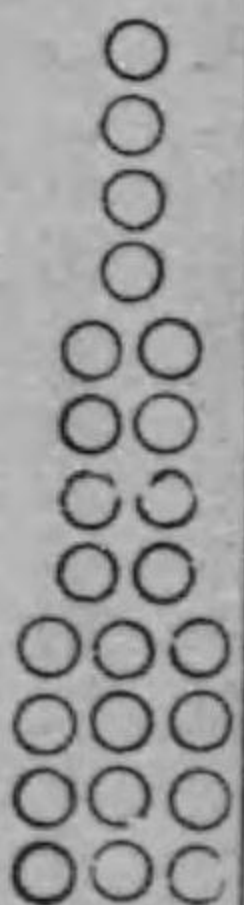


二ヶ年目は如斯五  
通り鞍留一反起上  
り川地塲留切可仕  
御事に罷成御事

三ヶ年目には三通り留切可  
仕御事右同斷之御事



玉川の水上市



右三ヶ年の御手入の事に書立仕候得は水まし洪水次第起上り付候上は留上仕候に宜敷御座候小船二艘取拵候て石を取り賦り右鞍に入置候て段々留上げ仕候上石留に罷成候様に仕候御事

其他雄勝郡山田、關口(三關村)桑畑御普請所工事として、御物の河身約百四十二間の改鑿を斷行せる事實あるも共に其年代を逸す、其他旭川の工事に關しては「添川村川向山根、堰根川欠並に川筋悪く所々堀替、並に古川留の儘包み、其外瀬下け堀上げ、濁川村迄、杭合一萬千七百二十五本、此山取人足届け共人足二百九十三人、柴合千三百六十七把、此山取人足届け共人足四十五人、總人足合二千三百七十八人とあるに徴すれば、其工事の概要を推知するを得へく、如此にして秋田市中を環流する、旭川の工事もまた彼か經營を煩せる時代ありき。

浅内の開墾

山本郡浅内村は、村内幾多の湖沼を存するを以て、自ら灌漑水利の便あり、弘化三年斧松浅内に移り村の西方茨嶋(一名深澤と稱す)に地を相し、之を墾闢すること、三十餘町歩、灌漑の水源を西方の小沼に取れり、而して以上茨嶋の開拓を實行するに際し、小沼附近の土砂を搬出し去りたるの遺跡は、今現に十町許の大沼となりて存在せり、加之のみならず、西方に位する出戸谷地の開墾もまた斧松の經營に係り、其水源を浅内堤に取れり、聞く熟田の反別約三十町歩に達せりと、以上の開拓は弘化三年より四年に續きて完成を告げぬ、浅内村は斧松か生母の出づる處、彼れ開墾中自ら浅内に引越し、且つ開發役所をも設けたるよしにて、當時の日記に依れば、

行間繩手築立分○中堰下た新堀替分○山根下た古堰堀替分○船堰堀替致候○張間繩手築立○郡方堰繩手築立○くれ付け○田尻下山堀流し○小繩手築立○田尻下た堀流し○中堰脇小堰堀替分とあり、新田の開拓は勿論更らに以上の事業にも手を下せるを見るべし。

眞坂の開墾

南秋田郡面湯村眞坂下なる、字別當田、古屋敷、大川作、大道下、新田家の下、鳩か崎一帯の田地は、

開墾地と舊本田との間に介在し、俗稱元開きと唱ひ約六町歩の面積を有する土地なるか、また斧松の開墾に係るを傳ふ、蓋し以上の田地は、從來灌漑の餘水を以て、開拓せるものに屬す、而して同村眞坂上の谷地の田面(五町歩)も共に斧松の開墾に成れるを傳ふ、元來同處は濕潤の低地に屬せるを以て排水を行ひ埋立を斷じ然る後熟田となせる土地にて、之を干支より推せば嘉永年間に屬するもの如し。

四ツ小屋堰の大改修

斧松か掉尾の大事業として、四隣の耳目を聳動せるものを、四ツ小屋堰の大改修となす、蓋し四ツ小屋堰水利の及ばす所甚だ大に、四ツ小屋、仁井田、牛島、上北手、豊島、川添、(以上河邊郡)廣山田(南秋田郡)の七ヶ村を包容せり。

安政二年斧松齡已に六十三歳、歩行意の如くならざるを以て、此年郡方調役加勢を免されむことを請へるに、適々文化年間其師高橋武左衛門の墾闢せる四ツ小屋の用水堰、前年岩見川の洪水に依りて大破し、千石の田面一朝にして荒蕪に歸せむとす、地元と藩の御納戸備に屬し、郡方の修繕に待たざるべからず、然るに經費の多大なる、奈何に老練の士に委するも、千五百兩を下すこと能はず、有司甚だ其處置に悩む、是に於てか半島の巨人斧松を起して之か衝に當らしむるの議あり、特に老体の故を以て乘輿を免したるか如き、また一時の特典に出つと云ふ、而して精誠神に通ずる、斧松の活手腕は、

當路の有志と其見地を異にし、自ら實地を目撃するに及びて、計上の費用僅々三百兩に過ぎず、則ち調査の成案左の如し

河邊郡の内四ツ小屋村御納戸築立堰去寅年六月中洪水に付右築立堰大破に相成、右場所南の方新規築立人足積

字處右本堰より續四ツ小屋村屋敷尻新規築立并新堰長百五十六間半

一人足一萬三千四百七十人 右者谷地長百四間半下敷十二間溜り七間高九尺八寸此坪千四百九

十六坪七合、築立並打堅めくれ運人足共、但一坪に付九人掛

一人足百四十四人 右者屋敷新堰長五十二間上口三間半下敷二間半深四尺此坪九十六

坪堀立但一坪に付一人半

二口ノ一萬三千六百十四人

右者此度取調被仰付候に付右の通相調略繪圖面添指上申候以上

卯二月

此時に當り、斧松老體の故を以て、長男佐仲甥謙助家僕萬四郎を伴ひ、自ら四ツ小屋に赴き、早出晚退、精勵刻苦、一日千餘人の人夫を使役し、左しも至難の工事と聞へし場所も、日ならずして落成を告げぬ、當初の豫算三百兩を計上せるもの忽ちにして餘金を生じ、郡方に返納せるか如き、其手腕の

凡ならざるを見るへし。

始め武左衛門の四ツ小屋堰を造る、其流稍急なるものあり、爲めに一朝洪水の影響を受け、大破を招けるを、評定所の衆議は、流域の變更を計らずして巨樋を造り、舊來の土工を繼かむとせるにありしを以て、其費多大なりしも、斧松か識見の超過なる敢て舊工事に拘泥せず、南方館野に沿ひて高堤を築き、新に水路の開鑿を斷じ、永遠の利益を計りし結果、今や其餘徳の及ぼす所、獨り破壊の憂を根絶せるのみならず、往時三百餘石に過ぎざりしもの、今や四百五十町歩以上の熟田を見るに至れり、然らば則ち四ツ小屋村民の今に至る迄巨人の遺徳を謳歌する全く故ありと謂ふべし。

### 海岸防禦

「箱館の關のふせもり心せよ、浪のみ寄する世にしあらねば」一たび異國船の我が沿海に近づきてより物論鼎沸、世の有様何となく騒かしく、我が藩の如きもまた世運の大勢に漏れず、一番を擧げて海岸防禦の策に心を碎きぬ、是に於て安政元年二月十六日、土崎、新屋、船越、北浦等近海樞要の地を撰ひ、特に新家士族の一團を移住せしめ以て萬一の變に備ふ、而して此等要所の地割は、悉く斧松の方寸より出たるものにて、男鹿北浦表町の如き、船越本町の如き、孰れも規模雄大一見都會の面影を存せり、特に日本海岸樞要の良港たる、船川の街衢、また斧松の經營に係り、區畫整然、一種の異彩を

放てり、郷人今に至つて其遺蹟を語るに甚だ詳なり矣。

殖林事業と斧松

天明寛政以降、我が藩林政家、加藤景林を出し、森林の經營専ら當代の風潮たりしとは言ひ、斧松また旁ら殖林事業を喜び、文化十一年より天保三年に亘り、主として男鹿半島(大久保村をも包含す)を通じ、七萬有餘本の杉苗の配付に務めたるは、彼が天保二年卯二月に於て調製せる、男鹿村々杉苗配分帳能く之を證せり、而して配當人名中獨り渡部惣治に對し、敬稱を用ゐるは、覺書の筆者、斧松の配下より出てたるを證すへきか、其全文左の如し。

男鹿村々杉苗配分帳

覺

文化十一年戊三月

千八百二十本	大淵	常右衛門	百五十本	琴川村	惣九郎
百二十本	鵜木村	永源寺	九十三本	鵜木村	吉兵衛
二十本	百川村	清右衛門	二百本	鵜木村	九兵衛
二百本	樽澤村	仁助	三百二十本	鵜木村	勘重郎

二百四十五本	鵜木村	大寶院	二百七十本	角間崎	實性院
三百四十本	鵜木村	金重郎	百本	箱井村	社地
二百本	箱井村	孫右衛門	二百本	鵜木村	茂助
千本	北浦村	社地	二百五十本	百川村	社地
五十本	百川村	門七	二百本	中石村	傳右衛門
四百四十本	中石村	社地	百八十五本	湯本村	彌吉

六千四百三本 右は文化十一年戊三月中配分

文化十二亥三月五百本樽澤村	仁助	五百本	飯森村	喜兵衛	
五百五十本	野石村	五十郎	大淵	常右衛門	
千本	百川村	社地	三百本	鵜木村	永源寺
千三百本	松木澤村	社地	四百十本	鵜木村	九兵衛
三百本	中石村	社地			

杉苗五千三本 右は文化十二年亥三月中村々配分

文化十三年子三月	大倉村	郷中	三百本	右	同	村
----------	-----	----	-----	---	---	---

文化十四年丑三月

三百本	鵜木村	常右衛門	文政元年寅三月	千本	同	人
四十本	琴川村	惣九郎	同寅三月	五百本	北浦村	平七
五十目御役屋御勤番						

六百五十本 助川八十郎殿

六百本 湯本村 彌吉 同二年卯三月 三百本北浦村 平七

同四年巳三月 五百本 同村 和吉 千五百本 鵜木村 平吉

五百五十本 北浦村 和吉

杉苗ノ七千四百四十本 右は文化十三年子三月より文政四年巳年まで五ヶ年中配分ノ

文政五年午三月

二百六十本	北浦村	和吉	百本	福米澤村	福性院
百本	同村	清四郎	百本	同村	孫兵衛
百本	角間崎村	郷中	百本	北浦村	平七
百本	同	清助	五十本	鵜木村	清之助
百四十本	同村	平吉	文政六年未三月四	百本	琴川村 太三郎

千六百本	北浦村	和吉	五百本	鵜木村	彌兵衛
三百本	北浦村	平七	五百本	百川村	間兵衛
八百三十本	同村	清右衛門	百本	福米澤村	孫兵衛
千本	角間崎	郷中	三十本	福米澤村	清四郎
九百本	渡部惣治様			百川村	間兵衛
四百本	百川村	治兵衛	四百本	同	小四郎
四百本	百川村	新右衛門	三百本	箱井村	善右衛門
千五百本	大久保村	嘉右衛門	千三百八十本	福米澤村	福性院
百本	鵜木村	彌兵衛	七十本	鵜木村	平吉
三百四十本	鵜木村	同人	二百本	宮澤村	六兵衛
百五十本	百川村	權兵衛	三百本	福米澤村	福性院
百九十本	百川村	清右衛門	百五十本	鵜木村	傳助
三百本	琴川村	太三郎	百五十本	鵜木村	茂吉
三百本	鵜木村	彌兵衛	二百本	角間崎村	郷中
二百本	湯本村	平右衛門	三百本	箱井村	善右衛門



七十本	鷗木村	三之助	八百本	湯本村	平右衛門
五百二十本	百川村	權兵衛	三百本	福米澤村	福性院
百本	鷗木村	三之助	七百本	野石村	六兵衛
四百八十本	湯本村	長之丞	二百本	湯本村	源助
七本	琴川村	太三郎	五百本	北浦村	平七
五百本	湯本村	彌吉	二百五十本	湯本村	萬助
七本	仁井山	勤太郎	三百本	箱井村	喜平治
三百本	箱井村	孫作	百本	箱井村	清四郎
五十本	箱井村	彦兵衛	五十本	箱井村	又重郎
二百五十本	湯本村	萬助	二百八十本	湯本村	長之丞
百四十本	琴川村	四郎兵衛			

右は文政五年より四年まで四ヶ年中配分

文政九戌三月

二百本	鷗木村	傳助	八百本	湯本村	平右衛門
三百本	湯本村	長之丞	三百本	戸賀村	仁兵衛

五百本	琴川村	政右衛門	五百本	鮎川村	善兵衛
五百本	脇本村	傳左衛門	三百本	角間崎村	郷中
百五十本	鷗木村	傳助	二百本	百川村	間兵衛
千本	百川村	新左衛門	五十本	百川村	清右衛門
五十本	琴川村	多十郎	貳百本	湯本村	彌吉
五十本	湯本村	喜左衛門	五十本	湯本村	喜藏
五百四十本	箱井村	孫作	三百五十本	新關村	金四郎
五百本	脇本村	三右衛門	亥三月 二百本	箱井村	善八
二百本	箱井村	多十郎	三百本	箱井村	孫右衛門
百本	箱井村	喜平治	二百本	野石村	六兵衛
百五十本	鷗木村	茂吉	千本	湯本村	宮林
百五十本	北浦村	平七	百本	鷗木村	彌兵衛
五十本	琴川村	太三郎	五十本	百川村	清左衛門
四百本	湯本村	平左衛門	三百本	戸賀村	六兵衛
百本	野石村	熊之助	百本	角間崎村	郷中

子三月

ノ壹萬九百六十本 右は文政九戌三月より亥三月まで貳ヶ年中配分

百本	箱井村	又助	百本	琴川村	多二右衛門
百本	箱井村	彦兵衛	百本	琴川村	多郎兵衛
百本	鮎川村	三之助	百本	琴川村	惣九郎
百七十本	福米澤	清四郎			
千本	湯本村	平七	三百本	北浦村	平七
三百本	北浦村	利左衛門	百本	北浦村	五郎七
三百本	野石村	六兵衛	三百本	角間崎村	郷中
千本	脇本村	傳左衛門	六百本	福米澤村	郷中
三百本	鶴木村	傳助	三百八十本	鶴木村	平吉
三百本	箱井村	正之助	五百本	箱井村	多十郎
五百本	箱井村	善八	百本	箱井村	又重郎
六百本	箱井村	孫兵衛	千本	福米澤村	郷中
五百本	箱井村	多十郎	四百本	箱井村	孫兵衛

亥八月

ノ九千本 右は文政十一年子三月配分

百二十本	鶴木村	傳助	二百本	琴川村	太三郎
百本	福米澤村	清四郎			
千本	宮澤村	六兵衛	子三月	五百本	鶴木村
四百五十本	鶴木村	茂吉	三百本	箱井村	長作
五百本	宮澤村	熊之助	五百本	宮澤村	嘉左衛門
寅三月	野石村	與兵衛	千三百本	湯本村	平左衛門
二百本	鶴木村	彌兵衛	四十本	鶴木村	卯兵衛
四百本	鶴木村	平吉	四百本	鶴木村	永源寺
千本	北浦村	平七	三百本	百川村	清左衛門
二百八十本	北浦村	平七	四百本	天王村	市兵衛
二百本	天王村	惣之丞	四百本	鶴木村	平吉
百本	鶴木村	卯右衛門	百本	鶴木村	茂吉
三百本	鶴木村	平吉			

七千九百八十本 右は文政十一子年より卯年まで四ヶ年

二千五百本 鶴木郷林 植立

右は天保三辰年

十一所郷人の裁斷

安政年間十二所の住民小川國吉(茂木筑後組下にて食祿九十石)千葉敬藏(評定所支配在住士食祿百二十七石)兩人間に田畑係争の事あり、斧松藩命を奉じて之を取扱ふ、書中殿付を用ゐるは、兩人が對等の士分に屬するか爲め乎、而して之を干支より推すに、安政三年正月二十四日の申論書に屬するもの、如し、この一事小と雖も、また以て彼か藩内各般の事件に參畫せる證とすへし

十二所町郷人の

一去寅九月二十四日御支配並に御扱見廻役衆扇田村御止宿の砌小川國吉殿千葉敬藏殿田畑一件取扱被仰付候に付右御兩人同處に御催促申上候所國吉殿親類曲木九十郎殿月居彌一郎殿御兩人御出に付右懸り合田畑程能割合致内濟可被成尤被遣候田畑何程遣候而内濟に被成度と申事御注文書可被指出右に向伺の上割合相極御取扱可致候事御談に相及候所早速注文書指出候

一敬藏殿御出故前文之次第御談致候處歸宅思慮の上挨拶致候事にて御引取其後書狀を以申達し候には御改正被仰渡候其砌郡方より十二所御館に御懸合に相成表向御沙汰の上御奉公の族にて所持の田畑御引上御百姓に御返付向後如何様の譯柄有之候共田畑の儀は遣問敷嚴重被仰渡候依ては右田地返り證文の約定目相濟申候と有之故右書狀並に敬藏殿より郡方に被指出候書取共持參致同十月中出府致九十郎殿彌一郎殿敬藏殿に申談候次第書取に致相伺候所又候大館表に罷越敬藏殿能々御論程能割合爲出内濟に可爲致候事に被仰合候故同十一月中大館表に罷越敬藏殿催促に相成候所御不快の事に申達し其後御同人より御頼合の由にて佐藤兵右衛門殿大館に御出品々御申聞の内右取扱當春迄控可吳事に御頼に御座候得共右様に不相成儀は於手元態々右一條取扱被仰付廻在致候事故延々に不相成候右に付九月中九十郎殿、彌一郎殿、敬藏殿に御論致候次第の書取爲寫取右書取御持參の上敬藏殿を御論注文書爲出被下度御頼致候處歸宅の後御返事遅成候に付同十二月中當處に引移り内濟に可相極被仰付候故同二十二日大館表出立致當所に參候所佐藤兵右衛門殿書狀二井田村に相達候得共指懸り右返事も不致到着致候所又候兵右衛門殿御出にて彼是被仰聞候得とも不相分候故於手元兵右衛門殿に御談致候には敬藏殿並に御同人に加談致候人々御同道被下度御頼致候所敬藏殿御不快の由にて佐藤兵右衛門殿石井東右衛門殿小野文七郎殿御出に付敬藏殿別家肝煎平四郎爲呼寄右四人に去る九月中敬藏殿に御談致候次第並に敬藏殿祖父和右衛門より久兵衛

の渡置候返り證文寫入披見に和右衛門儀空名の證文差出候儀不宜事を以是非内済に不致候得は不相成事御相談致候所右御人數承知致罷歸り翌日兵右衛門殿東右衛門殿文七郎殿參申聞には奈何様の儀有之候共右返證文表の田畑相返候筋無之事に敬藏殿御申の由被仰聞候故手元右人數の御談致候には是まで品々事をかへ内済に可爲致候事に敬藏殿の申遣候得共御承知無之儀に候はば此上は田畑高筋和兵衛名目故同人尋問致事に挨拶致候且前文に有之通り敬藏殿御書取に向寛政享和度の御振合吟味不致候得は不相分候故無據郷中日記並に田畑作人享和の度より是迄の田畑吟味致其外當地逗留中見聞形左の通り

一寛政元酉年和右衛門假役被仰付同亥年本役被仰付文化六巳年二十一年内二ヶ年假役同十九年本役相勤

一文化六巳年二代目和右衛門假役被仰付文政二卯年本役被仰付天保四巳年迄二十五ヶ年内十一ヶ年假役、同十四ヶ年本役被仰付右は和右衛門親子に都合四十六ヶ年相勤候

一天保五午年理兵衛假役被仰付嘉永三戌年迄十七ヶ年内三ヶ年假役同十四ヶ年本役相勤候

一嘉永三戌年松下九兵衛平四郎兩人の假役被仰付同四亥年本役被仰付安政二卯年迄六ヶ年内二ヶ年假役同五ヶ年本役相勤候

一總借錢八千四百十一貫七百九十文

一同銀壹貫五百目

一同米四十九石二斗五升

一入作高百五石九升貳合

内 八拾壹石七斗四升壹合

同 三拾壹石三斗五升壹合

右の通此度内町御足輕御屋敷共に持高御引揚被成當町一統の御引渡被成下人別書上仕候と有之

一米本廻五拾八石

右は天明五巳年御助成米被下置候分

一同斷三拾石

右は寶政四子年右同斷

合八拾八石

此輕升九拾六石八斗

内六拾三石四斗四合

内 五拾八石壹斗五升四合

同 三石五斗

十二所町

大瀧村

同 壹石七斗五升

平 内 村

右三ヶ處配當致候分

同二拾七石五斗九升六合

右は郷中昇高價分

同五石八斗

右は郷林並に堤守郷藏守宮守共給米

二口合三拾三石三斗九升六合

右は誰肝煎勤中何れに伺右御助成米より引落相拂候や追々吟味可致候事

一 輕升六千九拾五石貳斗

右は寛政四子年より安政元寅年迄六十四ヶ年被下候御助成米、高内二千百三拾七石三斗四升四合

右は高價並に小拂、高

一 御助成米の儀町方窮迫に相及候ため被下置候事に可有之所高割に可相成昇價高其外郷林守を始宮守に至るまで遣候儀は、不濟事に被存候右の通是迄取扱來候事故大高處持の百姓は年増餘徳可相増小百姓小高之者年増相衰候實證は享和の度大段の御苦柄申上内町田畑御引戻家數百五軒に御配當被下置候田畑當時二拾軒位の者所持罷在候由殘九拾軒除の者他賣致候様に相聞得候此姿にて取

扱候はば近頃にて享和の度同様窮迫に可相及候

一天明寛政の度適當の御助成被下置享和の度には内町入作高代並に借錢共々年賦可相返事に十右衛門殿申渡候分も不相渡候由左候はば右御助成米則返上可致候所無其儀家並御助成米を以高割合可相成分に相拂表裏の取扱致候に付一郷老若男女に至迄風土に不似合立振舞一統家業に怠り果ては本郷支郷の賣女等を爲取寄置候事は甚不取締不埒の致方に可有之候依て右御助成米御引上げに相成候共一言彼是可申上筋無之事に被存候

一 萬々一御助成米御引上に相成候はば追年には寛政享和の度同様に町並一統困窮に可相成其期に相至御助成米拜領致度事に願候はば享和の度の御振合を以内町田畑御買戻被成置候共内町田畑不足故十二所一郷の田畑新規被下置候御助成米を以御買纏農商相分け耕作家業の者平均御分配可被下置尤手作丈右の内家内不足にて手作餘候者より郡方にて引上げ家内不相當不足の者ね爲相渡依て以來田畑買纏候事御指留被成置候共是迄石代米揚米作爲致候者は享和の度の御振合勘辨致候はば彼是一言可申上筋無之事に被存候

一 敬藏殿郡方に被指出候御書取並に一郷の唱には享和三亥年御改正被成置申と有之故郷日記並に敬藏殿御問合致候得共御改正と申候證據も外に無之由且御改正被成置候事に候はば内町田畑に相限り引戻候筋に無之一郷田畑共相纏平均分配可致候事に被存候享和の度御振り合一跡相考候所其筋

窮迫に相及候に付危急一時御救の御取扱の様に相見得申候且田畑其糶貸作爲致石代又は揚米取候事不相成儀は前々よりの御法の事は孰も心得居候筈に候

一 十右衛門殿歸宅の節申渡置候様に相見得候御助成米本廻り八拾八石の分借方年賦に五拾石田地買渡に三拾石八石は當町債御收納高の相向可申候當町借方嵩の者より指出小人共取扱御苦柄筋不爲申上候様に可致猶又以來内町にて錢貸者無之等故扇田村高橋彦市の當町銀主申付候由此末當町田畑他賣堅く相止候様申渡日記別紙添扱又御苦柄筋不爲申上候様と申御趣意は右田畑代並に借方相濟候上は御助成米返上可致候事の様に存候右被仰渡御趣意を相犯し享和の度町方配分可相成小川郷右衛門下久兵衛田畑御足輕傳助同斷の分寛政より享和の度に相隠置候儀不届の致方に有之間敷候や夫より引續内町にて田畑有之様に相聞得殊に猿間村切支丹御調帳に無之者表ては猿間村留之助實は佐藤傳助高右留之助を組頭に致御足輕高持は組子に致候て諸役取立爲致候儀は不埒の至に可有之候旁々以不濟事に被存候

一 寛政八辰年小川郷右衛門殿下久兵衛持田畑千葉敬藏殿祖父和右衛門肝煎勤中同人と當町長右衛門門へ安堵錢百貫文受取永代賣渡候所久兵衛願に依和右衛門長右衛門より返り證文相渡右約定は十五ヶ年相過候上は何ヶ年過候共本安堵錢百貫文御積渡被成候はば早々右田地相返候定右返り證文寫添

一 小川郷右衛門殿孫國吉殿方にて右約定の通本錢を以可受返事に申入候處敬藏殿御挨拶には享和三亥年中御改正被仰付内町田畑御引上に相成候上は右返り證文自相消候故右田畑難相返事に國吉殿方へ挨拶致候事を以御同人より郡方へ御仕分得申度儀御願に付前文に有之通敬藏殿御諭致候得共國吉殿へ御挨拶被成候通郡方並に手元へも右御兩人へ御挨拶の通御達に付内町並町方日記吟味爲致候所何と御改正御執行の様に相見得不申候且寛政八辰年と享和三亥の間に相成久兵衛所持の返り證文約定は十五ヶ年過候はば何ヶ年過候ても可爲受返事に候依ては右年限中和右衛門長右衛門兩人の永代地に候右の通に候故享和の度には内町田地に無之全く以町方田畑に無相違事に候

一 御奉公人百姓名目借受或空名を以田畑所持不相成儀に候はば享和三亥年より佐藤傳助殿留之助と申候空名を以十二所分田畑所持致居且つ留之助儀は前文にも有之通猿間村にて空名の者同人を以當町組頭申付右組子に御足輕高持を附置御高筋爲取扱候儀如何心得に候哉右に見習傳内町を始御足輕並に千葉敬藏殿石井東右衛門殿杯も田畑多分に所持致居候様に相聞得郷人一統重々相談致敬藏殿懸合右返り證文表の田畑國吉殿下久兵衛に相當割合遣内濟に可爲致候若敬藏殿早速承服不致候はば此上は無據事に候間敬藏殿へ寛政の度小川郷右衛門下久兵衛田畑佐藤傳助殿田畑共一郷へ配分に可相成候分和右衛門肝煎勤中謀書を拵右田畑相隠其筋分配不致候事御訴致候事を斷

可申候猶又和右衛門長右衛門より當町久兵衛へ渡置候返證文其元共へ披見爲致右返り證文表の田畑和兵衛分に可有之候哉久兵衛分に可有之候哉相尋候所當町に久兵衛と申者有之候得者無異議右久兵衛へ相返候田地に違有之間敷奉存候趣一統答に候故右の次第を以敬藏殿田畑高筋並に諸用共和兵衛名目にて相勤居候故和兵衛催促致右久兵衛名前へ爲相返右當町に久兵衛無之事に候はば追て御吟味被成置實名相知れ候迄郷中にて預置當作存人付致候事兩様伺の上追て可申渡候

文表の本安堵錢和兵衛へ相渡候事並に右田畑永存人附致候事兩様伺の上追て可申渡候

右の通舊記吟味致且逗留中見聞形相認候間不相分儀も有之候はば可申聞候尤一統前文披見の上罷々勤辨致取扱可申候若内濟に不相成此餘御吟味相成上は當町大患迫潰成儀生す間敷共難計存候 以上

正月二十四日

意見 見 書

渡部 斧松

天保十年亥六月二十六日を以て、小貫郡奉行に上れる意見書は、則ち斧松か意思の一端を披瀝せるものにして、農政の改善より木山方の經營に及び、郡方吟味役の態度を論じて親郷の廢止を唱ひ、就中農民をして屢々城下に出しむるは、華奢安逸の弊風を馴致せしむるの媒介たるを痛説し、米、雜穀、鹽三品を取纏めて、一藩の經營に移すへきを極論せる等論旨最も剴切を極む、之を要するに鹽は米穀

に繼ける日常重要品の一にして、現時己に官營に移り、我縣の需用高一年を通じ約五十萬金を算し、一人平均二十斤の消費と稱せらる、さればこの問題は、遠く天保年代よりの懸案として、識者の間に唱道せられしを見るべし、况むや近時帝國重要問題の一に數へらるゝ、米價調節策の如き、漸く政府當局を動すに至れる等、往事を回顧し來れば時勢の推移寧ろ驚歎に値するものあり、今左に建策の全文を録す。

覺

- 一作田米御領中凡正米四萬五千石可有之被考候右人數郡方吟味役當扱所に五十人位可有之候
- 一郡方吟味役拾八扱所右人數九百人但壹人平均米五十石積
- 此金子四萬五千兩但し壹石に付金子壹兩積り、右は五兩判、壹分銀通用被仰付候に付日本國中上々々に候共米壹石當地にて金子壹兩より下直に相成申間敷被考候右の通向五ヶ年中右作田米取候者共より御借上被成置候共彼是御口答申上間敷相見得申候
- 一土崎能代兩濱は不及申數ク處御境口米雜穀物限り其外出入御役銀向五ヶ年中御免被成置度候、米並に雜穀御取纏の分御役込に御拂被成置度事に御座候
- 一上三郡田地中多分有之屋敷添わ田畑川添堰添立木萱草に至る迄丈五尺以上の分爲切取申度候、右の次第去る寅年申上候事も有之候但し山添の村は格別の事に候得共小蓋下たは諸作物不熟に相成

物に御座候上三郡の磯は海に遠く風至て不足の處へ田地中村と村重り合屋敷川堰田畑の木にて夏は小露に負け秋は諸産の作物一丁方不宜兩様の損にて地廻諸穀物より三割位も不宜候右立木を切取候はば是迄の出穀物より壹通餘相直り可申候田畑手入新作之致方下三郡之者より二割餘入念作致候様に相見得候右立木のため作物不熟致は存不申山遠のため木を悉く勞り候様に相見得申候得共近年凶作打續候處草木多生繁候所は空家も多分に由、人も多く死候事一統見聞致候に付當時前文能々申諭候はば右立木の分無殘切り取可申候、左候はば米穀物以來一割餘相直り可申候右の分後々に相至候はば御國益不容易事と被相考候

一木山方御薪方被止置御直山、御掛山の儀番山に被成置運上、立山元村に被仰付御臺所御用の外勝手賣買爲致申度候、尤右木山元御連上御定吟味渡方郡方見廻役の被仰付度事に御座候

一郡方吟味役は扱所御役屋の妻子引越被仰付度事に御座候、但吟味役查人見廻役三人宛被指添六十日交代にて郡奉行壹支配處より見廻役查人宛居役、是は一ヶ年勤にて日々御用蒙り在々詰合の吟味役見廻役の申傳致候様に仕度候右三人にて高方木山公事方片取扱仕候而直々百姓共御城下へ不出候様に被成置度事に候、御百姓共御城下並に濱町能代町へ出候得者右三ヶ處の儀は金錢產物致候處故百姓共の未聞不見の事而已偶々有之奸智成百姓右を見習候て米穀の產物可致候處金錢相集候事を趣意に致候に付自然遠在の者に至る迄奢致家業に怠り、窮民の難用過分に割掛候様に

相見得是則田畑の不入致百姓困窮に相成候元の様に被考候

一親郷と申候者を被止置壹村切り御役屋の御用爲申出御收納皆濟は不及申其外御用取纏御役屋詰合の吟味役見廻役立合事に仕度候當時の振合見聞致候所吟味役見廻役と申候者は諸御用村々肝煎より親郷の爲取纏諸事取調書上貳通り宛爲出郡奉行へ一通吟味役壹通手控に取候故只御用取次の様に御座候右の通郡方吟味役見廻役にて悉皆手に懸け取纏致候はば是迄より郷雜用は不及申不當の係合迷惑致候者不足に相成可申候左候はば百姓共田畑耕作別而出精可仕被考候

一親郷と申候者郡方吟味一扱を五つ六つに分け置右纏候頭村を親と唱申候、右村役纏村被居置候事は先年郡奉行無之御代官壹人にて取扱候筋の御法の様に被存候其後郡奉行被立置右に屬し候吟味役見廻郡方御足輕目明し杯の類迄被立置候得共御用取纏候事は村々肝煎より親郷にて取纏指出候事は先例の通りにて諸役人多く出候丈百姓迷惑致自然困窮に相成田畑不入致候様に被考申候

一木山方吟味役林取立役並に山守御薪方産物方右同斷右役人御役料御合力並に御賄代米驛場御助成銀殺往來泊の村々御賄尻打入料人馬賃逸々御勘定被成置候はば御國損に相成候より御利潤に相成候方は十分七にも相足り申間敷被考申候

一近年凶作相續候中去る巳年一ヶ年御救助被成置候に付四十萬兩御借財被遊候事も偏に御新法の五



斗米始土崎能代兩濱の出入の御役前文の通り上へ雜用懸増作田米取候事繁昌致候事共田畑耕作而  
已致候百姓田法の物成米は當高一石に付五斗九升二合の壹々減にて上納可致候處同高壹石に付正  
米壹石餘出米に可相當是則田畑不手入に相成候元にて百姓困窮致候故前文の通り御救助被下置候  
様に奉存候然處右巳年以來凶作打續候得其中以上の百姓共夫々奸計を廻し毛引の掛引其外不納又  
は拜借仕候に付格別困入候様にも相見得不申候得共小間居の百姓共は不通困窮に相見得右に付  
田畑龜田に相成事不輕様に相見得申候間前文の件々御執行被遊候はば壹ヶ年當高壹石に付正錢百  
文宛御用錢被仰付候はば正金五千兩位にも可相成左候共百姓共是迄より迷惑不足に相成田畑耕作  
手入行届可申被考申候

一諸士並に祿高所務致候分の一統御引上被成置候て家口に相當分御藏出月々御渡被成置候事餘米代  
も右同斷家口不足分其外無祿の寺院社家並に百姓町人家に御定被止置分限相當願次第御直段を以  
て御拂被下置度候尤米並に新穀に至迄相對賣買堅御指留被成置度候

一前文申上候通米並に新穀物に限り御取纏被成置御領民食料の外過石物御定御直段を以御買上げ御  
役込にて他國御拂被成置候事米穀御纏被成置候には出預り御町方能代方郡方々御免被成置而右三  
ヶ處不納並に古拜借元分無殘上納被仰付候はば御元方諸上納役處にて是迄出來候分暫是迄通に被  
成置以來新預り假令書替成共堅御指留被遊度候事

一下り物の中鹽に限り御買纏被成置度候右鹽御拂は米相場へ相準じ米同様相對賣買御指留被成置度  
候右之通御執行被成置候はば在々百姓共是迄の通田地買入作田米取事相止可申候  
左候得者田畑賣買係合等一圓無之相成郡方にて一方の苦柄相省可申右に隨て百姓公事の費無之  
右人馬不輕儀に御座候に付中以上是迄作田地買入作德米取候者其材木、薪炭其外向寄産物仕入  
致候て家業相勵田地畑諸産物わ心を用米穀始諸産の品是迄有來候人にて是迄無之品出來可申被考  
候

一商人共米並に雜穀鹽右三品御纏相成候上は御國産の外品々を以て舟出は不及申遠國他國交易是迄  
より出精可致候譯は是迄米穀物商人勝手に賣買致候に付能き商人は出國不致御國元にて賣買致候  
計に御座候得は御當國の儀は米穀而已沖出に相成候故至て船數不足入舟に相成候所右品々計交易  
渡世致候故他國の餘勢を以て取事を不存國中の餘勢而已論合致候に付御國相當の分限豪家出不申  
他國に相集候はば海岸澤山兩濱も有之故夫々船等も扱、交易可致候者も可有之被存候左候はば後  
々に相至御國相當の豪家も可出候哉と被考申候右に付米穀御直段御買上被成置候て御役込他  
國御拂に相成候分米御買上御元錢引殘鹽米相場へ準じ候て御領中拂被下置候はば右鹽に御損分可  
有之間右米の御餘錢を以て御償被成置候はば作田米御借上に相成候分と年々五千兩宛御高割御用  
金は御餘金に相成可申候是則兩濱並に數ヶ處御境口木山御薪方御餘錢に相成候分と御見代り被成

置候はば上にも御損分無之奉存御領中百姓共是迄より莫大徳用に可相成候右に付田畑手入行届候上巳年位の凶作にても同年より米は澤山に相出可申候其實同年逆も御城下近在松崎傳兵衛始下三郡の中田畑手入行届候者は格別御苦柄に相成不申様相見得申候

一右の通米雜穀鹽右三品御纏御領中相用候分御相場被据置候はば金錢相場如何程狂候共御構不被成置右狂に隨て諸上納預り御引戻被成置候はば殘分は郡方町方能代右三ヶ處預而已に可相成候左候上は諸上納預りと兩段の位付可申候然上は自然諸上納預り位上り諸色賣買右諸上納預りは正金に相準可申被考候其節御高諸上納出預無殘御消判被成置候事に御座候はば右御町方郡方能代方三ヶ處出預悉繁昌致候節御引替被成置候はば安らかに御消判に可相成被考申候

十分より八分迄

上作年

三斗に付八百文位、壹升に付二十六文位

沖出米凡十二萬石位

内 四萬石

御藏出御米

八萬石

商人賣米

中作年

三斗に付一貫文位、壹升に付三十三文

但上作より一升到付七文高直

沖出米拾萬石位

内 三萬五千石

御藏出御米

同 六萬石

商人賣米

下作年

三斗に付一貫二百文、壹升到付四十文

但上作より十四文一升到付高直

沖出米五萬石位

内 三萬石

御藏出御米

同 二萬石

商人賣米

上作年

四百六七十文より五百二十三文迄

但鹽一俵代は米一俵の大體三ヶ二の位に相當候左候はば鹽一俵代五百三十三文に當り可申候得共上作年の鹽は米より少々位下り候七百文位

中作年

七百文位

下作年

八百五十文位

但右同斷八百文同米の位上る

下作年

米一石に付正錢四貫文位

同斷年

但し預十倍四十貫文

鹽一俵に付正錢八百五十文位

但預十倍八貫五百文

同斷年

金子壹兩に付六貫八百文

但預十倍六十八貫文

右三品引競不致候ては如何程金子相場御引下げ被成置候事にて當時金子被差出候共米持共に被買纏可申様に相見得申候右三品の中金子相場下直に候故預所持の者共下直之品買置致義に御座候故當時の金子相場狂に隨ひ金子壹兩六十貫以上に被居置候はば金子纏買候者無之に付金騒無之哉に被考申候

一御國の振合相考候處上作、中作、の年は金子の位米より壹割餘上り候様に相見得申候下作の年には金子米の位より壹割餘可下候處近年米始諸産の穀物一圓沖出無之候に付金銀大不足故金子相場米より壹割位能不致候はば米持共に金銀被相纏可申候左候はば當時金子壹兩七十四貫八百文位に被据置候共宜可有之被考申候

米相場被定位置候考

上々十分作年

米三斗に付七百五十文、壹升に付二十五文

上九分作年

米三斗に付八百三十三文、壹升に付二十七文七分

中八分作年

米三斗に付九百三十七文、壹升に付三十一文二分

下七分作年

米三斗に付壹貫七十一文、壹升に付三十五文七分

下々六分作年

米三斗に付壹貫貳百四十八文、壹升に付四十一文六分

右は上々作年は假令は壹坪より壹石出候積り夫より段々九斗出、八斗出、七斗出、六斗出候迄右上々作年壹石代を以て割候はば前文の通り米代相分り可申候尤其年の作並善考候事肝要に可有之候但し五分作は凶年と可申事に奉存候

右心得形認入御覽候得共決而右文言の中公邊御座筋も有之間敷共難計候間不宜之處御除御覽被成

下置度奉願上候 以上

亥六月二十六日

渡部斧松

小貫東七郎殿

大 館 町

大館町は縣北の大邑にして戸數千七百人口一萬餘米白川、長木川の間なる高原に位置し、津輕と鹿角

の兩路を扼する樞要の地たり、安政二年大館町民其町勢の衰微を憂ひ、上願する所あり、然るに斧松は其翌安政三年六月を以て、没したるを見れば、蓋し本願は未了の懸案に屬せるを信すと雖も、當時の形勢を明かにし得べきを以て、暫らく左に掲ぐ。

乍恐書附を以奉願上候御事

一 大館町の儀は御見聞被下置候通り已歳大凶作以來自然不融通に相成當時に罷成候ては、一統必死と難澁に相成當惑至極の御儀に奉存候已年以前は夫々分限の族有之絹布、木綿、米穀あら物に至迄無殘買入賣子小商人に貸付賣立を以時々入錢爲致候事故小商人共別段入用の儀も無之箇成家業罷在候所其以來右の族昇進被仰付右融通の儀必死と打絶候に付小商人共自分力を以諸色仕入仕候に付本手行届兼候故夫々御内町より引受間に合居候得共高利の錢高利足丈け働兼候爲にも御座候哉年増借用増に相成今更に相成候ては莫大の借錢と相成町方一統當惑の次第に奉存候大錢の儀に御座候へは衰微の郷中外に手段も無御座手を番ひ滅亡を相待候迄に恐入奉存候依之重疊恐至極に奉存候得共御威光を以市中借用分無利足年割を以拜借被仰付銀主銀主へ返済に相成兼而書入の田畑家屋敷等御内町より引戻し荷人所持に相成候様被成下置度奉願上候左も無之候得は田畑屋敷共々自然銀主へ被引取彌増困窮大膽の御苦柄相生候儀にも可相成哉に奉存候依之御時節柄恐至極に奉存候得共無據奉願上候間御憐愍を以一郷御助被成下置度奉願上候御事

右の趣宜敷被仰上願の通被仰付被下置度奉願上候 以上

安政二年卯二月

大館町肝煎

岩澤 作兵衛

長百 姓

太田見金右衛門

同

與五左衛門

乍恐書附を以奉願上候御事

一 當町の儀は御見聞被下置候通り商人勝の當所にて飯米等も過半買立を以夫々取暮罷在申候然は年々秋中迄時候の不順に寄又は植場より蒔場迄農業の隙無之節は一圓在々より賣米出不申折々小賣米賣切れ小間居の者騒々敷罷成候段苦勞至極に奉存候扱亦當處の儀先年は相應分限の族も有之夫々秋中迄貯等も有之出米切れ候節は町々へ賣立候故彼是差支無之處當時に相成候て市中甚不景氣にて右に随ひ分限の者無之相成且多分の高持之郷人も無之銘々飯料の外過米有之者一兩人ならて無之振合に御座候得は、差支候急段の節も外に可致様無御座當惑千萬に奉存候依之郷人中會の上備米相立候て右の危急を相救申度豊作見居有之上は夫々貸付等致往々賣米備成就候様仕度奉存候得共最初の儀は郷中而已にて行届不申間爲御本米御積を以御米忤借被仰付被下置度奉願上候右

を本立に仕郷中申會之上夫々當時出米仕年々右足し合備成就に相成候様仕度奉存候右拜借返上の儀は右備成就の上年割を以て御出米の分無利足返上被仰付被下置度困窮の市中安堵に相成候様御取扱被成下度奉願上候御事

一當秋の儀は委曲別紙書立を以奉申上候通り諸御用人等年々相嵩み、公事錢取立相増候に付困窮の町々非常の難澁故不納勝にて此行形に御座候得者往々御傳馬諸公事可勤様無之大膽の御苦柄に相成候儀出來候ては誠に恐入苦勞至極に奉存候依之必止の當所格段御憐愍被成下置御積御助成米拜領被仰付御助被成下度奉願上候御事

一城手御苜拂人足四百人宛年々當處にて相勤罷在申候右人足の分他郷新川堀替人足等有之候節差引致相殘候人足指出候義は先年より連綿罷在候所兩三年前組合四ヶ處親郷より願申出に付御取扱に相成以來指引に不相成候趣被仰渡に付迷惑至極に奉存候得共強而被仰渡候御事故無據奉御請罷在申候其後段々吟味仕候處先年御渡被下置候御定書御文面に候得は、右刈拂人足の儀は當處置人足を以相勤可申被仰渡候て罷在候、右置人足の儀は他郷にも有之候得共御普請有之節のみ御遣立に相成當所に相限り年々遣立相成候義如何共迷惑千萬に奉存候是等の迷惑願申上他郷寄人足の節御引落被下候事に連綿致罷在候申傳に御座候得共外に御書附等も無之當惑罷在申候扱亦當所御田地長木澤縁にて年々御畔御普請奉願上候得共當所惣高千五百五十石餘の置人足五百七十人餘の儀は

御遣立御引落に相成殘人足は御日雇銀拜領被仰付又は寄人足等被仰付右分にて置人足差引出入無御座候得共御城廻り御苜拂人足年々爲相勤罷在申候左候得者重勤に相成迷惑千萬に奉存候間何卒御憐愍を以先年より連綿の通他郷普請有之寄人足の御苜拂人足四百人御引落殘人足御割合被仰付被下置度奉願上候御事

一當所木山方御役所被居置候以來村々御田地御用木大小屋方御用木諸方御仕送り被成置候木品當町薪土場より村々に取賦方當町に被仰付迷惑千萬に奉存候得共無據是迄取賦罷在申候此節に相成非常極窮の町方甚難澁仕候段々承候得者館花村(下川沿村)土場沼館村(釋迦内村)土場等は夫々御手當有之格別村方迷惑に不相成候様乍恐奉承知候何卒當町にも御助成被成下町方御助被成下度奉願上候御事

一差引役様御賄尻打別紙の通大錢にて迷惑至極に奉存候先年御振合に御座候へは聊の錢高故御用差支も無之箇成相辨罷在候へ共年々郷諸遣入増に相成候に隨ひ諸割合も多分に相成候に付小百姓共御取納郷諸繁間々不納致當惑千萬に奉存候以來右尻打五ヶ處纏に被成下候て惣高割に被仰付困窮の當町御助被下置度奉願上候御事

一御境口御役所先年被居置候節は御他領交易不少有之當所融通繁昌罷在候所此頃に相成交易も誠に少分に相成畢竟南部津輕御兩國の潤を以銘々扶助罷在候處右交易薄く相成候より町方不融通に罷

成申候依て乍恐奉願上候御境御役錢の義は何分御ゆるめ被下置先年形の通商人入込交易賑々敷相成候様御取扱被仰付當所商人共御助被下置度奉願上候御事

一南部大豆半御役立を以沖出し御證據被下置候義は先年願の者へ被仰付候御義も御座候所近年御障り筋有之爲に候哉、被仰付無之候に付常鹿角出大豆大躰同國野邊地港に差出候事に聞及罷在申候大半御役立を以沖出し被仰付被下置候へは當町商人利潤にも相成且つ右大豆世話方駄賃藏敷不少潤に相成一方の助罷成申候依之奉願上候間何卒先年形の通り當町の御證據拜領被仰付下置度奉願上候右納錢を以當町御傳馬諸御用相聽候極窮の者に足し合に仕度奉存候間年々御證據拜領被仰付被下置度奉願上候御事

一操綿篠卷南部鹿角出候御役立御證據年々引繼拜領被仰付難有仕合に奉存候右御證據は十二所町は無役にて拜領罷在候由に御座候別て當町の義は前條奉申上候通困窮故十二所町同様無役御證據被下置目形の儀は五百貫目篠卷貳百貫目の御證據拜領被仰付町方御助被成下度奉願上候御事

一板澤村(真中村)渡し場の義は去年中委曲奉願上候通り南在往還に御座候處少々の出水にも舟渡相支御通行之御役人様大館に御廻り又は御泊りに相成扇田村に御引移りに罷成申候右費ひ年中不少迷惑千萬に奉存候何卒右渡場川口村に引取該守差置申度被存候間御障り筋無御座候はば願の通に仰付被下置度奉願上候御事

一當町商人共家業の儀は年内行届候者は絹布木綿より荒もの小間物五十集ものの類まで仕込賣拂罷在申候に付手薄の仕入小間居五十集家業の者は可致商ひ無之都合にて彌増困窮に相至申候以來絹布木綿類家業の者荒物五十集品拂候義御指留右に準夫々渡世に可相成家業相居申度奉存候間御障り筋無御座候はば願の通被仰付被下置度奉願上候御事

一雪澤村(長木村)還道筋長木川處々に假橋掛候て通行罷在候得共少分の出水にても往來留り困り入申候以來當町雪澤村申會定橋相申度奉存候左候得者大体の出水にても南部往來差支不申當處並に雪澤村の爲筋不少候間右橋用木無運上を以拜領被仰付被下置度奉願上候御事

一當處賣屋共拾八軒より津輕行賣仕入不仕年々引繼二萬斤宛御證據拜領被仰付難有仕合に奉存候右賣の儀は當處産物にて御他領より正金請取當町潤に罷成申候右賣こなし方の儀は至て極窮の者計りのし棄取切刺致候事故一方の餘勢に御座候然は近年右十八軒の外御内町等にも隠々仕入致津輕表に差遣候様にも相聞得申候に付直段も不都合に引下げ自然當所の産物にも相成不申候様罷成迷惑千萬に奉存候間右十八軒の者共より少分たり共御役錢上納仕御燒印にて右拜領仕候様願申出に御座候間御障筋も無御座候はば右順に被仰付被下置度奉願上候

一田畑讓渡の儀は兼て被仰渡候儀も御座候得共自然勝手讓渡致罷在申候以來御定之通當御高の儀は御百姓に限り讓渡致御内町並に御家來名前たり共賣渡候儀不相成趣被仰渡被下置度奉願上候尤市

中家屋敷書入致候儀も御内町の町内加判等不相成候様殿に被仰渡被下置度奉願上候右に付品々郷内勞煩御座候に付如此奉申上候

一 不相應之借方致返濟相難候得者當座身を隠し銀主の不實致郷中に品々勞煩掛壹兩年相濟候へは立歸居候者儘有之候に付不實致候儀は不斷と覺居候間以來右牀の者有之再當所へ參候ても御帳外に致堅く歸郷不相成候様殿に被仰渡被下置度奉願上候

一 菩提所寺の割合、住寺に相當り候儀も擅中の割合に付近年莫大の錢嵩割合に相成惣宗一統町在迷惑千萬に奉存候何卒以來寺割合の儀は御役屋御寺々より申出御詰合様と篤と御示談之上必用之錢筋に限り檀中へ被仰合割合出錢致候様御取扱被下置候様願出に御座候間御障も無御座候はば右之順に被仰付被下置度奉願上候

一 津輕往還丁場道普請之儀者當町之内三小路擔に被居置候處此節非常之極窮に罷成御公儀御役人様御通行に付丁場御普請之時々迎も御用勤兼候牀に罷成恐至極に奉存候何卒御慈愛を以御助被下置度御用支に相成不申様御取扱被下置度奉願上候

一 御内町御組下様御家中様御長屋借之者に行跡不宜者且他領者儘有之様乍恐奉承知候以來御領内之者たり共出生院と相連れ其村肝煎庄屋より送り書附無之者不差置候様に奉願上候御障筋も無御座候はば其向様へ御懸合被下置度奉願上候右敷々條奉願上候儀御時節柄重疊恐至極に奉存候へ共無

據奉願申上候間困窮之百姓共御助御憐愍被下置願之通り被仰付被下置度奉願上候御事  
右之趣宜敷様被仰上願之通被仰付被下置度奉願上候 以上  
安政二年卯二月

- 大館町肝煎 新兵衛印
- 同 長百姓
- 岩澤 作兵衛印
- 同 新助印
- 同 太田見金右衛門印
- 同 原 甚内印
- 同 藤島長右衛門印

渡邊彦太郎

斧松の門下に出て、五城目川の改鑿に參書し、儉素慈仁、酒造業を以て、一代の善財を成就し、寺院の建設に務め、林業の保護に任じ、渡邊の一家を糾合して、徳民祐綱の名稱を冠らしめたる陰徳講を

創始せる、彼れもまた一代の人材たるを失はず、  
 彼が一歳太平山に攀登し、途次萩成(北秋田郡)を過ぎて、村民の太古の生活を續け、米麥の何物たる  
 を知らざるの状に愛憐の情を起し、斧松の指示を請うて自ら萩成の開発に従事し、二年にして六町歩  
 の熟田を成就し、其得る所の田面を擧げて悉く之を村民に分與し、以て陰徳を積めるのみならず斧松  
 の指教を受けて、村勢維持の郷法さへ案出し、以て村民に授くる所ありしと云ふ、而して之か年代を  
 推すに天保の末年に屬するもの如し。

鑑 市 太 郎

彼もまた彦太郎と同じく斧松の門下に出て、殖産興業を以て、其名を成せる一人たり、彼れ肝煎勤續  
 二十六年、居村虻川村(今の飯田川村)の衰亡を濟ひ、殖林開墾は固より、自ら私財を擲ちて救荒備倉  
 を設け、傍ら神社を修め、佛閣を葺し、郷黨をして其向ふ所を知らしめたるが如き、名聲四隣に冠た  
 り。  
 而して彼か事業中特記すへきは、弘化二年斧松の指揮を受け、豊川村苗取澤の工事を起し、尋いで下  
 虻川村鹿の崎、上谷地、蟹澤の地に築堤し、開田二町歩に達せるは主として斧松の示教に基けりと云  
 ふ、而して嘉永四年再び上谷地、上川口、下川口の地を開拓し、十五町歩の熟田を成就せる等、悉

く斧松が感化誘掖の賜にして、現時に至り以上開田の外、尙ほ六十餘町歩の開発を見るに至れるが如  
 き其功績世に傳ふべきもの甚だ多し。

一 二 田 是 雄

開墾事業を以て、其名を成せる二田是雄もまた斧松に親炙し、其感化薰陶を受けたるの一人なり。  
 是雄の天王の曠野を開く、遠く水源を新城川に取り、或時は巨岩絶壁を穿ち、或時は堤防溝渠を造り、  
 五里の長程、能く水路を通じ新田を起せるもの五百餘町歩、彼れまた其師斧松が渡部村を建設せるの  
 壯圖に感奮し、銳意移民の奨励に務め晩年二田村の新村を建設せり。  
 其他上井河村大又山の工事に至つては、天王の開拓と並稱せらるる一大事業にして、其水路の延長殆む  
 と四里、巨石堅岩を穿ち山峯重嶺を洞貫し、其水利の潤澤する所、井内、大麥、赤澤、寺澤菴田、八田  
 大倉の諸部落を包容し、開田の總反別約百五十町歩に達せり、而して是雄の事業を興すや常に斧松の  
 指導を受け、其遺風を繼承せるを以て其成功を速かにせり。

南比内の開拓と斧松

若し夫れ秋田郡南比内、仁井山、赤石、下河原、板澤、櫃崎諸部落に跨れる大開拓に至つては、三浦富



吉、二田是雄兄弟の協同事業に屬し、開田の總反別約七百町歩に達せり、抑も同地の水源たる之を米白川に分流賽川に取り、俗呼むて三浦堰と稱すも雖も、三浦兄弟をして其功を成さしめたるは、斧松の指導陶冶に基けるは勿論にして、三浦兄弟の如き始めより斧松の門に出入し、日夕其業陶誘掖を受けしに止らず、其引水の畫策の如き、主として斧松の方針に基けりと云ふ、而して以上の大開拓は、經營の年代極めて古く前後幾多の曲折を経て、三浦兄弟に至りて、其成功を見るに至れりと雖も、天保四年以來斧松か夙に之が開發を獎勵せるは、左記の事實之を証して餘りありと謂ふへし。

乍恐書附を以奉願候御事

一扇田村伊勢堂下より堰根取立二井田村地形より出川村赤石村松澤村地形迄御開發に可相成趣扇田村傳兵衛見立にて御郡方へ申立候所渡部斧松様右御見分形被仰付去巳年中二井田村へ御引移實地御見分之上。同村組合中へ御取進に御座候得共時節柄行届兼候趣申上候處二井田村一の關市五郎へ取懸り候様被仰付候得共大御開發之御事故迎も壹人の力に及不申候に付御受申上兼罷在候處其後扇田村五助加入兩人組にて取懸り申度に付去春中傳兵衛忠之亟相頼得取調候所彌々水乗り合に相成候取調ゆへ更に表方願不申上候得共内通り夫々手續致罷在候間何卒私共兩人に御任せ被成下度奉願上候扱又三井田村地形の内出向倉下と申字處に先年德兵衛御注進開當高貳拾三石餘の處十ヶ年以前堰筋川欠に相成別段堰筋堀替の地形無之に付無據引繼休高に相成候場處者一体御給分に御

座候且又出川村の儀者大館様御指紙處に御座候其外赤石村板澤村共大抵御給分の村居に御座候處是等皆此度の御開發水にて取開き候事ゆへ兎角御郡方御名目拜領不仕候ては何角に付指支のみ有之埒明不申候間表方者御郡方の御開發に被成下度奉願上候尤惣出高の上御郡方の御割合を以御備高に奉指上度奉存候間何卒御憐愍を以願の通被仰付被下置私共志願成就仕候様被仰付被下置度乍恐偏に奉願上候御事

右の趣宜敷被仰上願の通被仰付候様御取扱被成下度願上候 以上

弘化二年巳八月

二井田村

一 關 永太郎

扇田村

荒谷 五助

小野 敷藏殿

中 田 五 平

彼れもまた斧松の流風遺俗に陶冶せられて蹶起せるの一人たり、生平開墾の業を喜び、拓開の田面十數町歩に達し、傍ら思を慈善の道に潜め、夙に公益の爲に資を擲ちこゝ幾千金、勤儉力行、古長者の

風あり、彼れ今齡八旬に垂むとして現に里正(斧松經營の村)の職にあるの故を以て、これより以上其多きを語らざるへし、今單に表彰文を録して其性行を見むとす。

秋田縣南秋田郡拂戸村長

中 田 五 平

夙に村治に従ひ、一郷の望あり、町村制實施以來選れて村長となり、能く地方自治の發達を圖り、學校を新築して教育施設の完備に努め、道路堤防を修理して交通灌漑を便にし、教師を聘して馬耕法を傳習せしめ、蘭草栽培を誘掖して産額を豊かにし、漁業を奨め、殖林を勵まし、其他基本財産を造成し、種痘を普及し、傳染病を豫防し、貧困者を救濟し、男鹿感恩講の創立に盡力する等、數年、未だ曾て報酬を受けじ、諸務整齊衆民輯和す、洵に公同の事務に勤勉し、勞効顯著なりとす、依て明治十四年十二月七日勅定の藍綬章を賜ひ其善行を表彰せらる。

明治四十年八月二十七日

賞勳局總裁從二位勳一等子爵 大 給 恒

此證を勘査し第九百五十號を以て褒賞簿冊に登記す

賞勳局書記官從四位勳三等 横 田 香 苗  
賞勳局書記官從五位勳五等 藤 井 善 吉

與吉野の開拓

北秋田郡荒瀬村の領域に與吉野と云ふあり、蓮沼郡奉行時代則ち天保二年頃また斧松の開拓せるものにて、開田の反別敷町歩に達せり

北川尻の内訌

天保六年に於ける北川尻村(今の下井河村の内)の紛擾に至ては、肝煎對小百姓の爭論に屬せり、今當時の願文を案するに

乍恐書付を以奉申上候御事

- 一 去去已穢中凶作に付御毛見願奉申上候所、郷中にて時節柄も不願御檢使遣並に御序遣都合百五十貫文餘り相掛り候而一村潰に相成候間右の趣願申上候得共一圓御取扱不被下候故此度迷惑書出候様被仰付候故如斯申上候
- 一 去る秋中村方相談を以米他賣致間敷様に被申含候故銘々堅く相守り罷在候所村方の米取集め肝煎自分にも賣致候而村方小間居之者難相立大迷惑仕罷在申候
- 一同巳之五月田植日取之儀は、肝煎田植極り不申内は小百姓田植不相成趣申聞亦は肝煎之苗より

小百姓共之苗能出來仕候而も被差留候故、押而願申上候所左程迷惑に御座候はば郷中へ苗三百把又は五百把差出候はば勝手次第に可植由被申付に御座候故過不足の分は難計候故右田植後れに相成候故爲其隣郷よりも別而不作に相成是以大迷惑仕候

一川堀替道普請等之儀は、段々斷候所乍恐御上様御積を以拜領申請候事に奉存候得共一圓に右人足手當も無之他郷にては、普請之砌夫々手當有之候も、當村にては毎度普請等有之候得共一圓手當無之迷惑罷在候

一肝煎居宅之義は、兼而御存知被成置之通大宅に御座候に付萬事諸夫、歩夫等迄も夫増是以大迷惑に御座候故退役願差出申候

一當村先肝煎傳十郎事村方取扱形不宜者に御座候故去々已秋中御時節も不願郷中並に双方へ御苦柄筋奉懸候所御上様より御憐愍を以傳十郎退役被仰付難有仕合に奉存候然共跡役子供兵助に被仰付候故一統歸服致不申故御答申上度奉存候得共、不相替兵助名前にて傳十郎後立に御座候故定而勤形不宜候事と被存候當春中内々郷中へ奉願申上候處其節五十目御役屋より御足輕衆御出被遊嚴敷被申合にて無據相静り罷在候得共當人事は段々以勤形不宜候夫に付當二月中より六月迄の内に百貳拾貫文位の郷夫に御座候右割合は家一軒に付一貫文宛棟役高拾石に付壹貫貳百七十文宛の割付に御座候得者此時節柄迷惑至極に奉存候

一當秋作合不宜候に付御地頭様へ御毛引願申上度存居候處肝煎より申參候には此方にて御地頭様方へ相廻り置候間其方共參不申候而も宜候と有之候得共私共思候は兼而之曲者故如何被成候事と奉存御地頭様方へ御差引願に罷越候所御地頭様御申には先日肝煎罷越當年の作合は去々年前大青立に御座候由御披露に參候故驚入御指上に致候と御申に御座候左候而は御檢使様御見分相濟不申候内は苺取候事も不相成私共銘々飯米に手支御地頭様へ願上候には青立の場所も有之候得共私共の取持分は去年の半作と相見得候間三分、四分位の御差引御相談にて御指上に不致御屋舖附に致候様に奉願申上候其詮去々巳年一体の悪作故御毛見願申上候處品々珍物取調吞食帳持仕候故御檢使様御見分相濟候迄百五十貫文餘相掛り候故今年も御毛見願申上候得者別而萬事高直の時節合に御座候故貳百貫文位も相懸り可申事必定に御座候故御差引にて苺取申度候得者前文の通肝煎より大青立之御披露被申上奈何共迷惑至極に奉存候

右箇條書の通迷惑仕罷在候間何卒私共願の通り肝煎退役被仰付候様御取扱被成下度偏に奉願申上候

天保六年未八月

渡部斧松様

北川尻村小人共

本家 多郎右衛門

宇兵衛印



とあり、以上は争論の大要なるか、兵助父傳十郎に代りて肝煎となりしも事件落着せず、太次兵衛、藤

一人立	善三郎印
本家 彌左衛門	徳松印
一人立	三十郎印
本家 彌左衛門	彌太郎印
一人立	吉三郎印
一人立	彌十郎印
本家 久太郎	久四郎印
同 彌左衛門	彌惣兵衛印
同 彌左衛門	金五郎印
同 久太郎	久助印
一人立	五郎八印
一人立	彌左衛門印
本家 小左衛門	金七印
同 又三郎	金藏印

右衛門出来藏の三名相謀り投げ文、張札の騒動あり、遂に地頭迄訴へ出つる事となり、紛証益々擴大するに至り、結局寺院の請願を煩はすに及びしか、斧松の取扱によりて鎮靜に歸せり、其全文左の如し。

此度北川尻村一件御取扱にて逸々御吟味に相成候所、肝煎並に長百姓小百姓共重罪の御咎有之依之拙僧共へ一統入寺いたし候右御咎の儀は如何程の御取行に相成候とも無據次第に御座候得共此上御引付御吟味等に相成候ては一村潰に罷成候故入寺置置候間一村御救を以御内濟の御取扱被下度達而願入候所御手許様御聞入被下候得共表方御内濟の儀を御窺不申上候得者於此表御聞入難被濟置候段無據事に御座候依之拙僧とも出府いたし幾重にも願可申上儀に候得共口上書を以て願仕候間一村御助け拙僧とも相立候様宜敷御取扱被下度偏に奉願候 以上

天保六年未九月

乘郷院 清源寺

右に關し同年十月十九日を以て斧松より左の返事を遣せり、

以〇〇〇一筆致啓達候然者先日北川尻村一件御吟味被成候節各方入寺御取扱被成候而御訴訟被仰出候故右の次第役頭へ申出候處各方へ御任可申事に候得共不輕事故其意難任無據御家老中へ内々御沙汰に相及候處右御訴訟にも無之候はば御引上御詮議にも可相成候處此度郡方御手内にて夫々被罪置候間御心得可被成右可得御意筑後殿御判紙差添遣候間御返可被成候、尙ほ深秋に相成候處御自愛專

要に奉存候 以上  
十月十六日

戸米川村の開發

河邊郡戸米川、種平の兩村たる御物の大江を隔てて境土相接す、種平村の内左手子、種澤境の對岸戸米川村の領域に當り、川柳の生ひ繁ける上部に當り、一帶の腴田あり、これ則ち天保十三年頃斧松か郡方開發調役加勢時代に於て拓開を獎勵せしものに係れり、抑も該地の形勢たる南方に高峻なる女々木嶽の稱ある鬼か岳、高雄山の大嶺を控ゆるの故を以て、この豁谷より流れ出つる水脈を利用し、開發せるものにして、現時成田の反別約五町歩に達せり。

三村の開發

山本郡久喜澤村、槐村(以上常盤村)鶴形三村に跨れる開發は、天保十一年以來郡方名義の下に經營されしか、云ふ迄もなく之が主宰者は斧松にて數年間心力を盡されしは左の事實能く之を証せり。

覺

山本郡久喜澤村、槐村、鶴形村、右三ヶ村地形郡方に於て天保十一子年中御開發被成置候に付私

共銀主奉願上候處願の通被仰付御普請抱坂本門治殿被仰付久喜澤村の内字處八幡澤堤御築立久喜澤川へ樋掛け渡沼敷わ土手築立同村沼敷槐村同鶴形村畑返り空地共御開發の事にて沼中へ土埋せき下た取立久喜澤山平堀切水引取候迄不少、物入致候得共右三ヶ村地場不相分勞煩致干今開田にも相及兼罷在候然處此度關正助殿渡部斧松殿右地形御見分被下置候に付開田に相成候様願上候處私共迷惑筋至極御尤に御聞取是迄勞煩にて開田に不相成候いり割書取を以申出候様被仰付に付願上候間私共迷惑に不相成候様御開發被下置度奉願上候右の趣宜敷被仰上被成下置度奉願上候以上  
嘉永三年戊四月  
内田 欣三郎  
佐々木 正吉

關 正助殿

而して斧松か手記に成れる字前田表配當帳に依れば開田の反別略ぼ推想し難きに非るなり、左に之を録す

字前田表

一三百疇  
一五百疇  
一六百疇

惣 七  
甚之助  
治 助

一八百疋	長一郎
一九百疋	甚五郎
一五百疋	福五郎
一千三百疋	甚六
前段ノ四千九百疋	
一三千疋	苻人
二つノ七千九百疋 (約七町九反歩)	

花谷地の開發

山本郡芦崎村(今濱口村の内)花谷地の地、潟西村(南秋田郡)五明光に隣して男鹿半嶋に接続し、今現に五町歩の田面を有せり、謂ふ迄もなく、同地は斧松關係の開發地にして、之を干支より推すに、嘉永の初年に屬するもの如し、願文を案するに同村には以上新開發をなせる外、同枝郷大谷地、追泊を論じ、弘化三年を以て松苗植付の獎勵をさへ試みたるの事蹟あるを認む、その全文左の如し。

乍恐口上書を以奉願上候御事

一當村枝郷大谷地村追泊村男鹿野石村分地形に草飼入會罷在候處大谷地追泊後ろ山砂飛厄介にて所

々留山に致地元村初め入會の村々草飼取候事不相成候近年グミ柳枯木に相成候故右留山に松少々取立候處地元村より彼是掛合に相成候得共内々にて取濟し兼双方御苦柄申立候得共指て御取扱も不被成下罷在候處昨年七月中渡部斧松様御出被遊被仰含候には松生木の上十分六芦崎村にて所務可致十分四は男鹿五ヶ村に相渡可申この被仰に御座候

一當村地形之内字處花谷地野石村福米澤村本内村松木澤村うの木村右五ヶ村草飼入會に御座候處當村之義は家數不相應之御高ゆへ御開發致度段十ヶ年以前より度々御願申上候得共右五ヶ村草飼障り有之様申立候故御開發にいたし兼候處前文之通渡部斧松様御出被遊御取扱被成置候尤右花谷地開發相成候様御取扱を以大谷地追泊後山中の澤切潟より海見通し先年之通り男鹿五ヶ村並大谷地追泊共七ヶ村入會可被下候尤花谷地開發主は男鹿五ヶ村へ被仰付事に被仰含奉長候且花谷地開發地形之内萬一不足等致開發に不相成候節は先年之通入會可仕候間乍此上早々御開發成就に相成候様被仰上一村御助被下度奉願上候

乍恐右之趣宜敷様被仰上急段御開發に相成候様に被仰付度一村御助被下置度偏に御願奉申上候 以上

弘化四年未四月

芦崎村肝煎

作右衛門

同村長百姓

助右衛門

渡部斧松殿

村居維持と新川堀替

清水衛門秋田郡奉行時代、斧松また嘉永三年より同五年に涉り、麻生村(今北秋田郡七座村の内)の村居維持の目的を以て郷普請に係る、阿仁川の護岸工事、並に新川堀替の一大工事を指揮せり、其設計左の如し。

秋田郡中比内麻生村居下欠込水追出儘包郷普請木品人足積

字所阿仁川口水追一番出し長五十間杭長五尺より七尺迄四通素杭打同下二番出し長六十間右同斷同三番出し長六十間右同斷四番出し、長七十間右同斷、同五番出し長七十五間右同斷

一雜割杭五千四十本

長五尺より七尺迄右は打杭に成る

一人足百四十四人

右は杭打拵方共

字處右同斷水追出し當六月中洪水にて被押切繕ひ一番出し之内長十五間七尺杭四通り打同二番出し長二十間右同斷同三番出し長十七間右同斷

一雜割杭八百三十二本

長七尺右は打杭に成る

一人足二十八人

右は杭打拵方

字處家下儘包五ヶ處都合長四十間六尺片枿五段置柵立掘掻土博込同下た長四十間杭長七尺六通り打掘掻砂利俵粒石込

一雜木丸杭八十本

長六尺右は枿柱に成る

一割杭三千二百四十本

長七尺右は貫敷木打杭に成る

一同 二千六百本

長六尺右は柵立に成る

一同柴六百五十把

右は掘掻柴に成る

一明俵四千三百二十俵

右は込俵に成る

一人足四百二十八人

右は拵方悉皆

右雜木枿柱合八十本

此代三十六貫文

右同割杭合一萬千七百十二本

内 二千五百二十本

長五尺一本八十文宛

此代二百一貫六百文



同 三千八百六十本 長六尺一本百十文

此代四百二十四貫六百文

同 五千三百三十二本 長尺七壹本百七十文

此代九百六貫四百四十文

右柴合六百五十把

此代百十九貫九百二十五文

右明俵四千三百二十俵

同 二千六百十俵 半通り郷中御手傳被仰付候

同 二千六百十俵 御郷役所より御差引被下候分

右人足合六百人

内 八十一人 郷中惣高百六十二石より置人足差出之分

殘五百十九人

此御日雇銀二百十匁二分

此調錢二百七十三貫二百六十文

右六口合調錢千九百六十一貫八百二十五文

内 九百八十貫九百十三文

右は亥年御普請料より御割合に被下候分

内 四百八拾壹貫六百二十八文御積を以被下候

同 九百八十貫九百十二文

右は子年御普請料より御割合被下候分

右は小郷大普請に付三ヶ壹御手傳被定置臨時御積外より被下置候分に御座候 以上

嘉永三年戌九月 小貫 理衛門

前書に通相心得候 以上

子 七月 清水 衛門

郡方吟味役衆

秋田郡中比内麻生村居下欠込水追出し並新川掘替郷普請木品人足積

字處下田平家下水追出し長六十間長五尺より七尺迄四通り素杭打

一雜割杭九百六十本 右は打杭に成る

一人足二十八人 右は杭打拵方

字處阿仁川尻水追一番出し長三十間杭長五尺より一丈迄四通り素杭打同下も二番出し長四十間

右同斷下も三番出し長五十間右同斷下も四番出し長六十間右同斷

一 雜木杭千四百四十本 九尺より一丈迄右は打杭に成る

一同割杭千四百四十本 五尺より八尺迄右は右同斷

一人足百三十八人 右は杭打拵方

字所家下た新川長百四十間川口幅三十間川尻十五間深さ平均堀此坪數千八百四十一坪古川留長百二十間同二番留長百間同三番留長八十間何れも素杭十通り打同所砂引留長六十間杭長七尺八尺五通打摺搔砂利俵粒石込同處水戸寄せ古出し繕ひ長三十間宛四ヶ所素杭五通打拵申候

一 雜木杭一萬二千九百本 長七尺より一丈二尺迄右は打杭に成る

一同柴四百二十把 右はすからみに成

一 明俵四千三百二十俵 右は込俵並新川すからみ俵ども

一人足二千七百五十六人 右は新川堀方

一同七百七十七人 右は杭打より拵方悉皆に成る

字處同古川留被押破長四十間一ヶ所長三十五間二ヶ處都合百十間杭長九尺より一丈二尺迄四通

一 雜木杭千七百六十本 長九尺より一丈二尺迄右は打杭に成る

素杭打

一人足百十八人 右は素杭打に成る

右雜木杭合九千二百本 杉元木八十本拜領分にて拵申候

内 二千本 此運上調錢三百七十三貫文

殘七千二百本 長一丈二尺

内 二千本 長一丈二尺

此代二千二百貫文 長一丈一尺

同 千本 長一丈一尺

此代八百五十貫文 長一丈

同 千本 長一丈

此代六百五十貫文 長九尺

同 二千本 長九尺

右雜割杭合九千三百本 長八尺

内 八百六十本 長八尺

此代二百六十六貫六百元

同 六千十本

長七尺

此代六十貫五百文

同 千八百八十本

長五尺

此代百五十貫四百文

右雜柴合四百二十把

長七尺上三尺九

此代八十一貫百八十文

右木柴代合六千八百八十貫三百八十文

右明俵四千三百二十俵

内 二千六百十俵

半通郷中御手傳被仰付候

同 二千六百十俵

御郷役より御差引被下候分

右人足合三千七百四十九人

内 八十一人

郷中總高百六十二石餘より置人足にて出候分

殘三千六百六十八人

内 二千七百五十六人

村々郷寄人足

此御日雇銀一貫百拾六匁壹分八厘

此調錢千四百五十一貫三十四文

同 九百十二人

此御日雇銀三百六十九匁三分六厘

此調錢四百八十貫百六十八文

四口合調錢八千三百八十四貫五百八十二文

内 四千百九十二貫二百九十一文

右は亥年御普請料より御割合被下候分

内 貳千五十八貫四百十五文御積を以被下候分

同 四千百九十二貫二百九十一文

右は子年御普請料より御割合被下候分

右は小郷大普請に付三ヶ一御手傳被定置臨時御積外より被下置候分に御座候 以上

嘉永四年亥十月

小貫 理衛門

前書の通相心得候 以上

子 七月

郡方吟味役衆

清水衛門

異國船防禦

彼か一代の知音たる蓮沼如水か、夙に萩野流の砲術を傳へ、陣馬奉行を兼ねたるの故を以て、日夕その門下に入入せる、斧松は之か感化を受けしは當然の経路のみ、况むや沿海の警備漸く喧囂を極むるの時代に遭遇せるに於てをや、是に於て平生耒耜に親しめる彼は、傍ら心を軍事に傾け、自ら巨資を投じて農兵の訓練に務め、以て國家有事の用に供せむことを建築し、且つ平生訓練の卒伍を擧げて、悉く渡部の徽章を附せる陣笠を給して、之を教養せるか如き、奉公の覺悟篤かりしを見るへし、而して當時露船の我が藩近海に出没するに及び、斧松男鹿半嶋の防衛を命せられ、自ら數百人の兵士を率ゐて、一時島の(今燈臺のある所)警護に任したることありき、後戊辰の役起るや、男佐仲(斧松長男)父の遺志を繼ぎ、一隊の農兵を率ゐて出陳の途に上り、藩命に依り特に四つ小屋官倉の防備に任じたるか如き、悉く因を如水の感化に受けずむばならず、如此にして後章「外國の防ぎには百姓にて可致候事、士族は内亂同斷」と記せる覺書に對照し來れば、數百年の昔に於て嶄然たる識見の早く彼か胸底に潜めるを窺知するを得む乎。

斧松と大瀧

大瀧に於ける湯瀑布は、一大壯觀を極む、瀧懸崖に面して自ら五條に分注す、試みに崖下にて起ちて、飛瀑布の中に長嘯すれば、鬱蒼として河岸を包める杉林は、恰かも水彩画を見るか如く、鞍掛の山は、對岸近く突兀として秀巒を形造り、米白の大江は急流矢を射るか如くに奔駛し、三哲山は遙に東天を摩して風物の奇、近郷に冠たり、而してこの風景の絶佳は、大瀧村の懶怠不潔を憤うて餘りあるのみならず、街頭に立ちて不快を感ずるの旅客も、即ち湯槽に入りては、暫らく天國に遊ぶの思あり、而かもこの河岸の湯瀧は、斧松の創造に係れりと云ふ、嗚呼巨人と大瀧、これ豈に好箇のコトナラストに非らずや。

楊櫨の利用

男鹿半嶋の地、多く垣根に植ゆるに楊櫨を以てす、楊櫨俗名いわしの花にて方言ガザと稱し、其葉食料に供すへし、斧松の之を奨勵せる、一朝飢饉の用に應せしめむるが爲なり、彼か眼光の鋭利なる、かがる一小些事と雖も、細心の注意を拂へる概ね此類なり。

農業と鍛冶

分業制度の充分發達せざる時代にありて、大規模の農耕に従はむとせば、勢ひ鍛冶業を兼ねざるべから

す、斧松の炯眼なる夙にこの點に着眼し、閑ある毎に常に鍛冶工場に立ちて、農具の鍛錬を怠らざりし所以にして、農事の武器を精銳にして其費用を節略し得たるもの少小ならざりしと云ふ。

實踐躬行の人

斧松の人を便役する、常に自ら範を示して、然る後人を率ふ、初冬の候池塘に薄氷の張り詰むる頃水面の仕事に従事するは、何人も懶しとする所、かかる場合には、斧松自ら先頭に立ちて薄氷を破るが常にて、他衆感奮して事に従ひしと云ふ。

其他堤防、河川、溝渠等に關する大工事は、斧松の存生中、數年絶へず、經驗を重ねる所ありしを以て、爾來六郡に大工事ある毎に、概ね、渡部村民の手を煩はらすを例とせりと云ふ。

蛙 吞 蛇

諺に曰く一寸の虫にも五分の魂とかや、唯だそれ「意志の強烈なるもの、以て天下の大事を斷すべし」蛙吞蛇の寓言また此間の消息を傳ふるものに非る乎、

斧松か遺物として、後昆に示せるものの中に、最も興趣に富めるものを、手洗水石となす、石はこれ蛙吞蛇の形を畫けるもの、これを刻めるものは、鮪川村善兵衛にして、三たび之を改造せしめ、始

めて成功せるを傳ふ、蓋し蛇の蛙を吞むは、天下の常にして、蛙吞蛇は天下の變なり、これ寓言の依つて出づる所以乎。

小方儀と太刀鎌

斧松か開拓の業に従ふや、常に小方儀を用ゐて其測量に資す、器は江戸淺草茅町二丁目大スミ源助の製造に係る、後明治九年地租改正の際之を當路の吏員に示せるも、能く其用法を辨するものなかりしと云ふ。

斧松は元來、身を鍛冶に起せるを以て、爾後多年研鑽を重ね、始めて太刀鎌の製法を發明するに至れり、思ふに太刀鎌の用法たる、一旦土塊を打ち切りたる後、鎌にて之を取除くを例となすを以て、渡部村の如き、砂土にして、石塊絶無の地にありては、頗る有利のものたり、太刀鎌は其形長刀の如く、長さ三尺位、ソリミに打ちたるものにて、木柄三尺位のを附するを通例となす。

三階橋

十二所町の盡くる邊、これ則ち三階橋の架する處、橋數丈の懸崖に倚るの故を以て、長柱飛欄、所謂三階橋の稱あり試みに欄頭に立ちて回顧すれば、別所川の清流南より北に流れ、翠黛畫く如き、エ

ゾカ森の稱ある、三哲山は葛原山と相並ひて其東に聳へ、風光明媚覺わす行人をして足を留めしむ、されど吾人をして長吁三歎を禁じ能はざらしむるものは、この風景の明媚にあずじして、長柱飛欄、往年の辛慘を語る、歴史的材料の發見にあり。

聞く斧松か南部領に入り、鍛冶師六右衛門の弟子となるや、屢々鎌を負ひて、十二所町に行商を試む而かも彼れ身に半錢の貯ひもなく、夜は三階橋の橋下に寝ね、雨の日は菰を冠して雨露を凌ぎ、晴るれば之を路傍に捨て去る、十二所町の郷人今に至つて往年の事蹟を語る頗る詳なり、嗚呼三階橋と斧松、知らず宿世奈何なる因縁かある、(以上十二所町伊達平治七十餘年の談を録す)

温 情 可 掬

十二所町を過ぐれば、則ち鹿角郡にして、古の南部領に屬す、されば我か藩特に關門をこの地に置きて行人の監視を嚴にす、此時に當り境口調役の下役に畠山翁助と稱する者あり、斧松の鎌を商ひて毛馬内(南部領)に往返するや、屢々翁助の厚意を受く、爾來星移り物換り、時運幾變遷、斧松多年の辛勞空しからず、擢られて藩の近進に列し、秋田郡方加勢と云ふを以て、六郡の事業に參畫するや、屢々事を以て十二所町に赴く、此時に當り翁助己に没し、其妹尙ほ存生す(天稟の不具者なりしと)斧松乃ち若干金を與へて篤く之を慰藉し、翁助の德に酬ゆる所ありしと云ふ(以上十二所町奈良與市八十

餘歳の談を録す)

六 右 衛 門 と 斧 松

古稱す、飄母一飯の恩、尙ほ酬ゆる所ありしとかや、聞く斧松か其故師に對する情義の厚き、彼れ鍛冶師六衛右門の漸く老境に入らむとするや、遠く毛馬内より迎へて居村に移住せしめ、力を極めて庇護しぬ、六右衛門長男某は、天性賭博を好み、六右衛門没後他に轉せしも、二男久米松分家して、能く父の遺業を守り、渡部家より一町五反歩の地所を貰ひ受けしが、今現に四町歩以上の田地を有し、斧松の遺德に浴しつづあり。

小阿仁川の改鑿、八郎瀉の疏水

一代の風雲を卷いて、草澤に蹶起し、事業界の明星と歌はれし斧松も、餘りに其職責の多端なりし爲め、彼か遠大の計畫にして、遂に實行の運びに至らざりしもの、嘗に二三に止らざりしなり、就中小阿仁川の開鑿、八郎湖面の疏水計畫に到つては、其規模廣大にして、關する所甚た大なりしに係らず、之を斷行するの機會を與へられざりしは、轉た天下の爲めに之を惜まざるはあらず。抑も秋成に於ける、小阿仁川の流域たる白内澤(南秋田郡)に通じて近く馬場目川の水源に接するの

故を以て、一朝之か流域を利用して、馬場目川に分注せしむるの曉は、同川の水量を倍加し、優に千町歩の田面を開拓し得へき成算ありし由にて、生前斧松は常にこれか實行の機會なきを痛歎せられしと云ふ、(以上勝田清藏渡邊彦太郎より聞ける所を録す)

如此巨人の眼に映じたる小阿仁川の開鑿、不幸にして其機を得ざりしと共に、八郎の大湖を疏して之を日本海に流注せしめ、以て破天荒の開拓を斷せむとせる計圖の如き、兩つながら果さざりしと雖も當時左の調査圖面に依りて之を付度すれば、彼か意志の存せる處、畧ぼ推想し難きに非るなり、これ吾人か彼の問題の未決に屬するの故を以て、其着眼を放擲し去るに忍びざる所以なり、圖面を案するに海より潟まで惣間數八百四十六間、潟の高さ一尺八寸(以上付箋)

此處開發道中道男鹿能代往來道、瀉水面より高さ一丈三尺とあり、則ち山本郡蘆崎村より、大口村の中間、最も海岸に近接せる場所より東(潟)西(海)に向け、一直線に湖水を開鑿せむと試みたるものにて、後段の瀉水面より高さ一丈三尺とあるは、潟と海との中間、最も地盤の高き箇處を示せるなり、聞く近年本縣また湖面測量の舉あり、未だ具體的成案を耳にせずと雖も、湖水の利用策は、早晚事實として、實現せらるへき機會あるを信す。

### 斷片的意見

彼か經綸の才は、之を學識に承けずして、之を實驗に得たり、故に其抱負の如き、一見流麗の觀なしと雖も、一々時代の弊竇に當り、其實質に於ては、優に一代の先覺を以て許すに足る、佐藤信淵か松塘太夫に呈するの書中

小生御領國の土地を測量致候處、南北三度に近く、東西二度に餘り、山水秀麗、膏腴多く、銅鉛金銀を生し、且穀類を出すに於ては、夥布事にて已に名あり、其繭糸、桑麻、烟草、藍花、紅花、焰硝、硫黃、明礬、土油、蠟、漆、牛馬、大鷹諸種の禽獸、又莫大の諸材木、及び諸魚、干魚等を出す、凡日本全國の諸候、其封境誰か本藩より土地廣大肥沃なる者有之候哉

と言へる如く、日本一の國勢を以て、驕奢華麗、自ら其産を傾け其國を空乏にし、人材出でず、産業興らず、退嬰萎縮、人心の沈滞せる、今古其歎を同ふするものあり、短片一章元と斧松の手記に屬し、單に一時の覺書に過ぎずと雖も、之を玩味せば、また以て彼か意中を付度し得へきか、其商業の機微を論じ、船師船頭の出でざるを慨し、諸候の仕法改據に依りて、國に三年の貯を立つへきを慫慂し、隣藩庄内の勤儉を擧げて、時代の驕奢に對する好模範たるを斷じ、林政を評し、水産に出入し、特に六十餘年前に於て、臆氣ながらも外國の防きには、百姓にて可致候事と記せるか如き、少くも彼か現代に適合せる識見を有せるを賛せずばあらず、これ吾人か一の覺書の故を以て、之を開却せざる所以なり全文左の如し。

弘化二年巳八月朔日記と弘化三年十二月記と兩様に記せり

覺

- 御國形凡日本一にも可有之奉存候
- 右に付金錢不足融通至て不宜候
- 同驕奢に流る
- 同人氣至て三都の風を學ふは金銀銅鉛米五品のため
- 同人氣好曲に成る
- 同他國取組永く不相續皆以て半途と成る
- 同他國より御國の出店不出
- 同他國の御國の者出店不出
- 同他國の御國者商に不參
- 同他國の者御國へ多分商人入込候
- 同御國より能き船頭不出
- 同御國には船師無之譯柄

覺

- 五兩判と一分銀通用致候に付世界諸國一同高直に相成可申候
  - 右に付萬々歳出て申間敷候
  - 同ひときは御大名様方御借財減じ可申候
  - 追年には御大名様方御借財嵩じ可申候
  - 同追年には百姓富
  - 同士族高祿の人富
  - 同町人困窮致可申候
  - 同御大名様方御仕法御改據に寄り向十ヶ年に三ヶ年の貯御備相立可申候
  - 同是迄之通り御執行被成置候はば五兩判一分銀通用流行致候次第御大名様隨て御家中士族の面々半祿被召上候も同様にも相成追年には御借財相増可申候
- 覺
- 風土御考之事第一に可有之候
  - 御國と御隣國の庄内様の御國と御引較被成候事は、御引合の第一に候
  - 日本國中風土に寄り大切なる商御考一つ
  - 大切なる御國産一つ、入役取出役御免取扱方



○慶長の頃とは人氣莫大違候事御考一つ

○富む事御考一つ

○窮する事御考一つ

○巳年大凶より今年迄出入平均御考一つ

○是より向十ヶ年出入一つ御考法度嚴重可被据置候事

○三郡之風に早く移り候事

以下安政三年辰の三月六日印とあり、

一國は一天下同様可有之候

一郡を相分け奉行被据置候

一右支配之内へ扱吟味役被立置

一同斷肝煎被立置候上は能人御撰其郡其扱所村々産物纏候事被任置候事

一材木薪炭沖出堅く御指留之事

一久保田三丁目川端より鍛冶町同斷無殘脇方被移置材木薪炭商人場に可被成置候事

一近年平均御竿被入置候に付山林餘勢無之坏とて新古田莫大減高に相成様に聞得候先年田畑年貫不納致且田地郷作致賣買は百疋二貫三貫上々下免田地七八貫文の處當時三兩より十二三兩迄致

候に付不納は一圓無之給分杯は先納多分有之様に相聞得候

一山林のため御分限の御高減候事不當の次第に候

一惣木山の御餘勢は凶年前五千貫位有之様に承り候

一材木薪炭向寄村々下木運上立爲伐取沖出之外賣買勝手御免之事

一右取運の村々人足は田畑不足者可致之事に候

一御直山又は御受山御買上げ御拂被立置候得者米錢繰合多分に付利徳有之様に相見得候へ共平均

御竿打減り又は田畑多分有之候處之百姓田畑打捨右材木薪炭へ相掛出石不足並に山守諸役人山

守迄泊候御賄尻人馬之費ひ不輕事にて御損は上へ相纏可申候

一右御直掛りのため中高持百姓不宜候得共小高持百姓は宜渡世に相成るに隨て御借財嵩に可相成候

○外國の防ぎには百姓にて可致候事

○士族は内亂同斷

一罽手繰舟大凶巳年より始め未年相改御注進申上候に付舟數多く相成五十萬貫目出候年は御役千兩位相納候

一舟越村、八森村に運上、指上生魚高直に爲致候事右御不利益に御座候右運上漁舟は被仰付生罽

途中諸入料相掛不申候様被成置候はば阿仁比内仙北筋八澤山に參面々目刺又は鹽からに致相用候はば自然春干之干蝦沖出相止右に隨ひ松前産魚類不足に入國可相成候

渡部斧松 終

大正四年五月四日印刷  
大正四年五月七日出版

著述者

村井良八

秋田縣秋田市鷹匠町三番地

發行兼印刷者

那波宗七

秋田縣秋田市茶町梅之丁廿一番地

印刷所

那波合資會社 秋津活版印刷所

秋田縣秋田市茶町梅之丁廿一番地

(電話十一番)

~~348~~ 289  
~~275~~ W46

終

